

第7期江南市障害福祉計画及び
第3期江南市障害児福祉計画（案）

令和6年3月
江南市

市長あいさつ掲載予定

－ 目 次 －

第 1 章 計画の策定について

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	6
4	障害保健福祉圏域での連携	6
5	本計画とSDGsとの関係	7
6	計画の策定体制	7
7	障害福祉計画等の策定におけるポイント	9
8	基本指針見直しの主な事項	10
9	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）	12

第 2 章 障害者及び障害児を取り巻く現状

1	人口の推移	16
2	障害のある人の状況	17
3	アンケート調査結果	26
4	事業所調査結果	44

第 3 章 基本方針

1	計画の基本方針	50
2	サービスの体系	51

第 4 章 計画の指標

1	第6期計画の数値目標と実績	54
2	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標	60

第5章 障害福祉サービス等の見込み量

1	障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策	68
2	地域生活支援事業の見込み量と確保の方策	75
3	障害児に対するサービスの見込み量と確保の方策	82

第6章 計画の推進体制

1	計画の進行管理	88
2	障害者等に対する虐待の防止	89

◇ 資料編

1	策定の経過	92
2	江南市総合支援協議会設置要綱	93
3	江南市総合支援協議会委員名簿	95
4	用語解説	96
5	障害福祉サービス等一覧	99

第1章

計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

平成28年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことにより、障害者自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。さらに、障害児への支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

こうした背景のもと、江南市（以下「本市」という。）においても、平成30年3月に「第5期江南市障害福祉計画」を第1期となる「江南市障害児福祉計画」と一体的に策定し、本市ではこれに基づき、計画期間中に、市内のサービス事業者等と連携して多様な障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、「江南市総合支援協議会」を中心に、地域生活支援拠点等の整備や児童発達支援センターを通じた児童への支援、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置など、障害者及び障害児を地域で支援する体制の整備を進めてきました。

本市においては、令和3年から令和5年を期間とする「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実を図りました。

「第7期江南市障害福祉計画及び第3期江南市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画」を引き継ぎ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定し、支援の提供体制の確保及び円滑な提供に向けて、取組を推進していくものです。

令和5年度に「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの本市の取組や国の動向、社会情勢、障害者のニーズ変化等を踏まえ、新たに本計画を策定します。

■障害者関連法整備の主な動き（「障害者基本法」改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行
平成 24 年	「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行
平成 25 年	「障害者総合支援法」（改正障害者自立支援法）の施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行 「障害者基本計画（第3次）」の策定
平成 26 年	「障害者権利条約」の批准 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行 「障害者雇用促進法」の改正・施行 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正・施行 「成年後見制度利用促進法」（成年後見制度の利用の促進に関する法律）の施行 「発達障害者支援法」の改正・施行
平成 30 年	「障害者基本計画（第4次）」の策定 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 「障害者文化芸術推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）の施行
令和元年	「読書バリアフリー法」（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）の施行
令和 2 年	「バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正・施行 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行
令和 3 年	「障害者差別解消法」の改正 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行
令和 4 年	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正・施行 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 等
令和 5 年	「障害者基本計画（第5次）」の策定 「こども基本法」の施行

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

■「障害者総合支援法」における計画の位置づけ

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■「児童福祉法」における計画の位置づけ

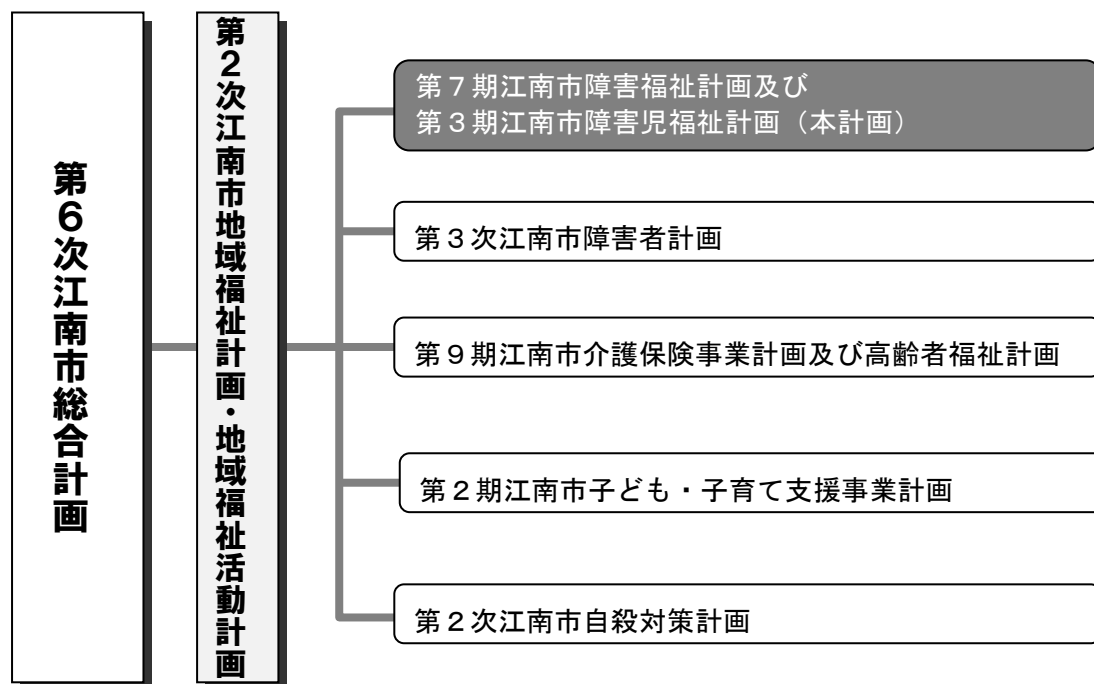
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※本計画においては、「障害者総合支援法」に基づく介護給付、訓練等給付、相談支援給付などの障害福祉サービスと地域生活支援事業、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援を合わせて「障害福祉サービス等」と呼びます。

(2) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「江南市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めた「江南市障害者計画」と整合を図ります。また、その他の保健・福祉の関連計画と調和が保たれたものとしてします。

■計画の位置づけ



■障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
性格	障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画	計画最終年度における成果目標や各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みと確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「愛知県障害者計画」を基本とした計画	障害者計画の「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載した計画

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6期江南市障害福祉計画及び 第2期江南市障害児福祉計画			第7期江南市障害福祉計画及び 第3期江南市障害児福祉計画			...		
第3次江南市障害者計画						...		
江南市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画			第2次江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画					

4 障害保健福祉圏域での連携

障害福祉サービス等の実施は、障害者及び障害児が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じて、広域的な障害保健福祉圏域で、地域間で格差がないようにサービス提供体制づくりを進める必要があります。

本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の5市2町で構成される尾張北部障害保健福祉圏域に含まれます。

本市だけでは対応困難な各種サービスを、圏域内の連携によって広域的なサービス提供体制を築き、身近な地域で障害者及び障害児の日常的な相談や関係機関と適切な連絡調整を図るとともに、必要に応じて県と協議を行うことで、障害者及び障害児の需要に応じた障害福祉サービス等を提供します。

5 本計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsで掲げられている「誰一人取り残さない」という考え方は、行政や地域、家庭、当事者団体、障害福祉サービス事業者をはじめとする関係者が協働して障害者や障害児、その家族を支えることを目標とした本計画の姿と一致するものであり、SDGsの視点を念頭に置きながら取組を進めていきます。



6 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、当事者団体、民生委員児童委員、福祉・医療・保健・就労等に従事する関係者等から成る「江南市総合支援協議会」において「第7期江南市障害福祉計画及び第3期江南市障害児福祉計画」について協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、障害者（児）の障害福祉サービスの利用状況や利用意向、支援ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施し、本計画の基礎資料としました。

〈アンケート調査の概要〉

区 分	市内在住の障害者手帳所持者、市が支給決定する福祉サービス受給者等の方	市内の障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供事業所
調査対象者	無作為抽出 2,000 人	70 事業所
調査票の配布・回収	郵送による配布、郵送・WEBによる回収	
調査期間	令和5年10月12日～10月31日	
配布数	2,000	70
回収数	953	60
有効回答数	948	60

(3) パブリックコメントの実施

本計画は、今後の市の障害福祉行政の施策の方向性に係るものであることから、作成した計画の案について、広く市民に公表し、内容についての意見を求め、計画に反映するために、パブリックコメントを実施しました。

7 障害福祉計画等の策定におけるポイント

本計画は、厚生労働省、こども家庭庁が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえて策定します。主な内容は以下の通りです。

(1) 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

8 基本指針見直しの主な事項

障害福祉計画及び障害児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。本計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5年5月に告示されました。

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

(6) 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

(7) 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

(9) 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

(10) 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

(12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(14) その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

9 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

(3) 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

(6) 支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

第2章

障害者及び障害児を取り巻く現状

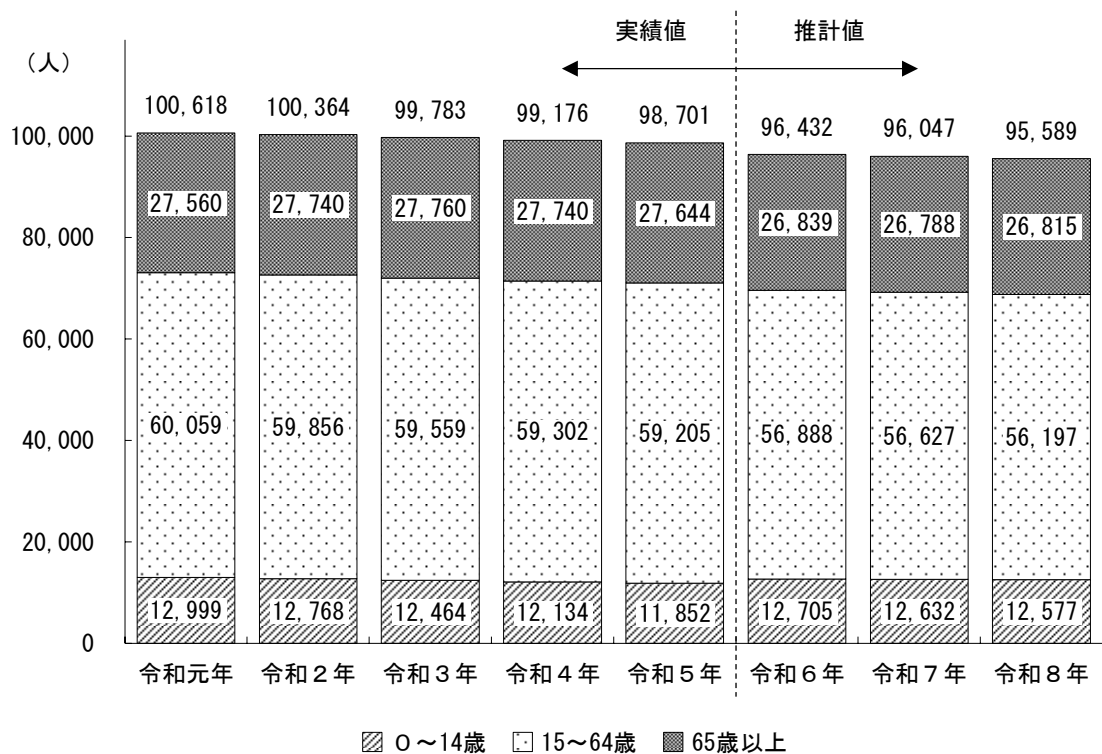
1 人口の推移

住民基本台帳から、令和元年以降の推移をみると、総人口は緩やかに減少しています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者は令和3年をピークに緩やかな減少に転じています。また、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は令和元年以降、減少を続けています。

令和6年以降の推計によると、65歳未満は緩やかに減少を続ける見込みです。

図表2-1 年齢区分別人口の推移



資料：令和元～5年は住民基本台帳（各年10月1日現在）、令和6年以降は第6次江南市総合計画における推計

2 障害のある人の状況

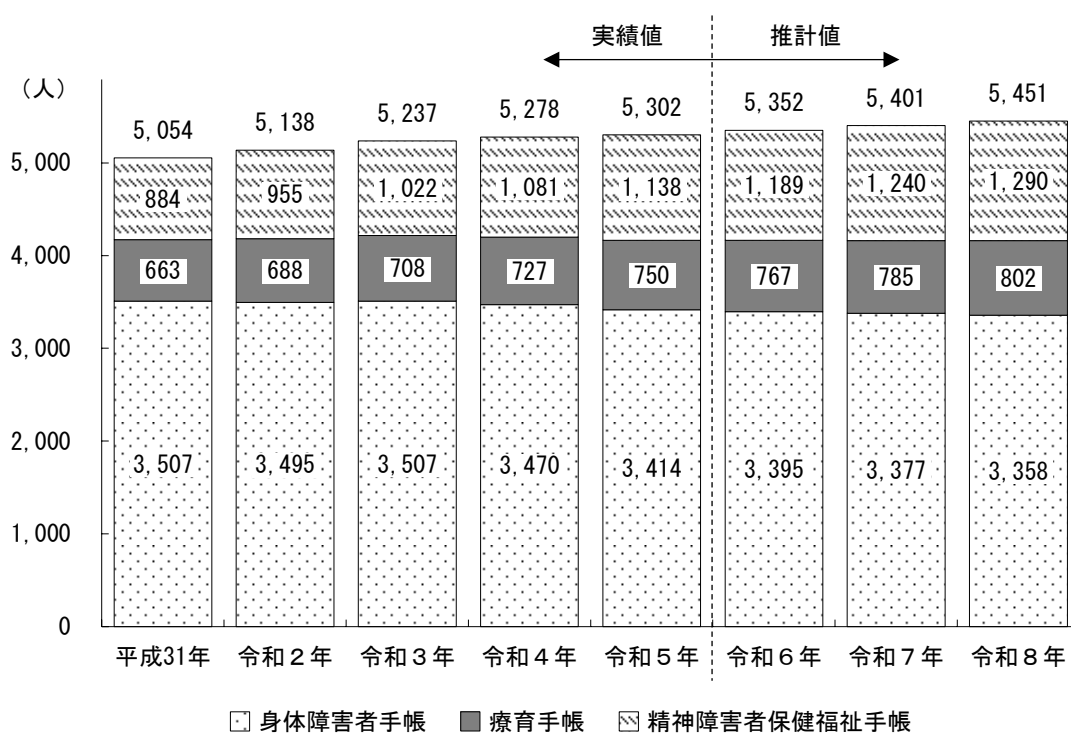
(1) 手帳所持者の推移

令和5年4月1日現在、手帳の所持者数は5,302人です。平成31年以降の推移をみると、手帳の所持者数は増え続けています。

各手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は減少傾向にある一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳はともに増加を続けています。

今後、高齢者の減少に伴い身体障害者手帳所持者は減少する一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は緩やかに増加することが考えられます。

図表2-2 手帳所持者の推移

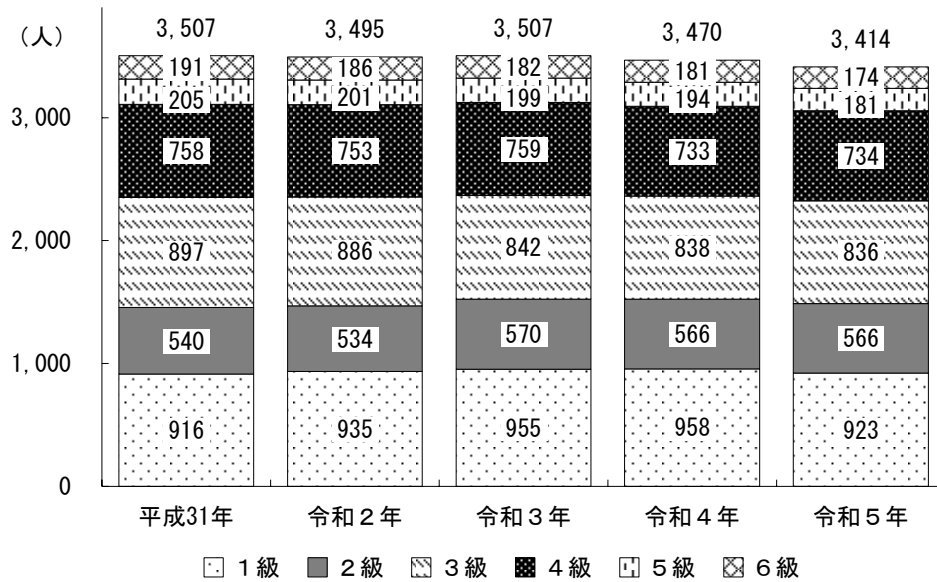


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、令和5年4月1日現在、1・2級の重度が1,489人、3～6級の中軽度が1,925人となっています。平成31年以降、中軽度は減少を続けていますが、重度はおおむね横這いです。

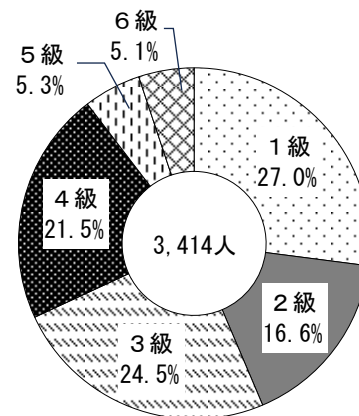
図表2-3 等級別・身体障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表2-4 等級別・身体障害者手帳所持者の割合

等級別の割合をみると、1級が27.0%と最も高く、身体障害者手帳所持者の40%以上が1・2級の重度となっています。



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

障害の種別の推移をみると、平成31年以降、肢体不自由は減少している一方で、内部障害は増加しています。令和5年4月1日現在、肢体不自由が1,760人（51.6%）と過半数を占め、次いで内部障害が1,175人（34.4%）となっています。

図表2-5 障害の種別・身体障害者手帳所持者の推移

単位：上段：人、下段：%

区分	音声・言語・ そしやく機能	視覚	聴覚・ 平衡機能	内部	肢体不自由	合計
平成31年	48	180	258	1,098	1,923	3,507
	1.4	5.1	7.4	31.3	54.8	100.0
令和2年	50	185	254	1,120	1,886	3,495
	1.4	5.3	7.3	32.0	54.0	100.0
令和3年	48	182	252	1,142	1,883	3,507
	1.4	5.2	7.2	32.6	53.7	100.0
令和4年	51	182	255	1,155	1,827	3,470
	1.5	5.2	7.3	33.3	52.7	100.0
令和5年	51	174	254	1,175	1,760	3,414
	1.5	5.1	7.4	34.4	51.6	100.0

資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、令和5年4月1日現在、65歳以上が74.0%を占めています。

図表2-6 年齢別・身体障害者手帳所持者の推移

単位：上段：人、下段：%

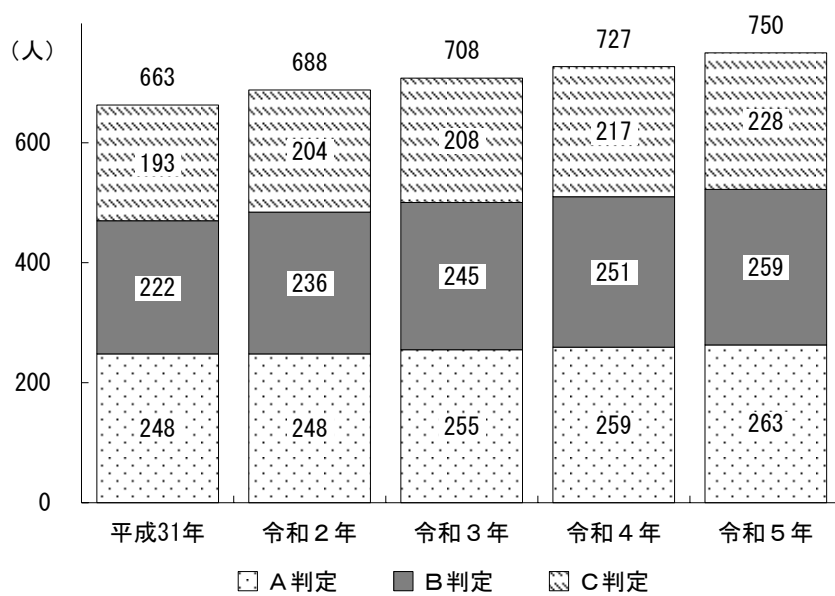
区分	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合計
平成31年	52	152	726	2,577	3,507
	1.5	4.3	20.7	73.5	100.0
令和2年	48	148	735	2,564	3,495
	1.4	4.2	21.0	73.4	100.0
令和3年	45	145	725	2,592	3,507
	1.3	4.1	20.7	73.9	100.0
令和4年	47	145	706	2,572	3,470
	1.4	4.2	20.3	74.1	100.0
令和5年	47	139	700	2,528	3,414
	1.4	4.1	20.5	74.0	100.0

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数を判定別にみると、平成31年以降、いずれの等級も増加傾向にあり、令和5年4月1日現在、A判定（重度）が263人、B判定（中度）が259人、C判定（軽度）が228人です。

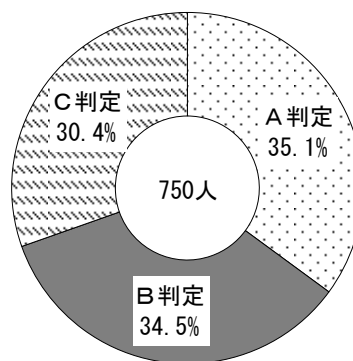
図表2-7 判定別・療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表2-8 判定別・療育手帳所持者の割合

判定別の割合をみると、A判定が35.1%、B判定が34.5%、C判定が30.4%です。



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

療育手帳所持者の推移を年齢別にみると、平成31年以降、64歳以下は増加を続けています。また、令和5年4月1日現在、18～39歳が282人（37.6%）と最も多く、次いで40～64歳が200人（26.7%）となっており、18～64歳が60%以上を占めています。

図表 2-9 年齢別・療育手帳所持者の推移

単位：上段：人、下段：%

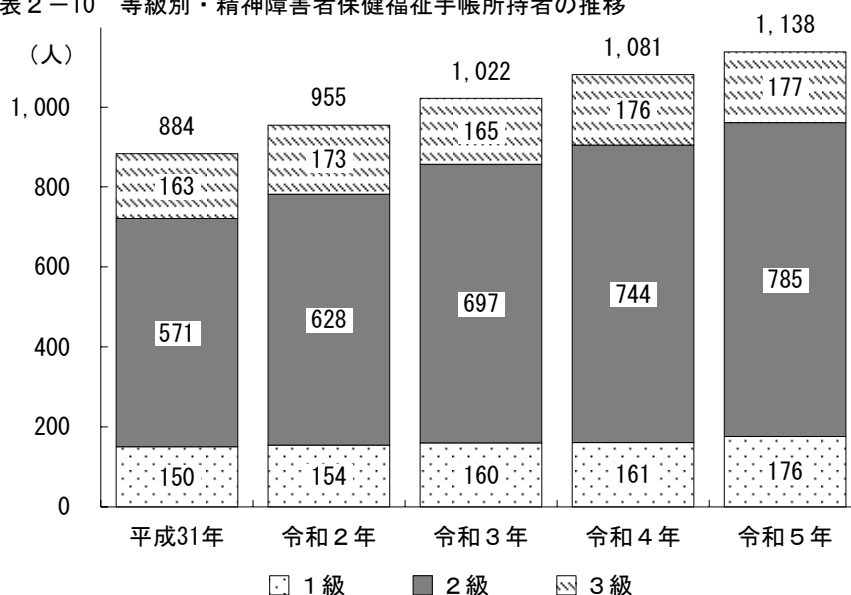
区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成31年	179	261	173	50	663
	27.0	39.4	26.1	7.5	100.0
令和2年	188	266	184	50	688
	27.3	38.7	26.7	7.3	100.0
令和3年	194	269	193	52	708
	27.4	38.0	27.3	7.3	100.0
令和4年	206	275	196	50	727
	28.3	37.8	27.0	6.9	100.0
令和5年	214	282	200	54	750
	28.5	37.6	26.7	7.2	100.0

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成31年から令和5年にかけて254人増え、1.29倍となっています。また、等級別にみると、いずれの等級も増加していますが、特に2級は214人増え、1.37倍となっており、著しく増加しています。

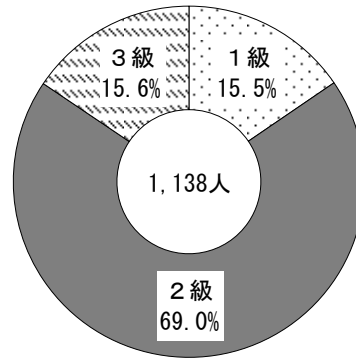
図表 2-10 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表 2-11 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

等級別の割合をみると、令和5年現在、2級が69.0%を占めています。



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の割合の推移をみると、平成31年以降、65歳以上は低下傾向にある一方で、18～39歳は上昇傾向にあります。

また、令和5年4月1日現在、40～64歳が582人（51.1%）、18～39歳が286人（25.1%）となっており、18～64歳が76.2%を占めています。

図表 2-12 年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 単位：上段：人、下段：%

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成31年	37	191	452	204	884
	4.2	21.6	51.1	23.1	100.0
令和2年	35	216	483	221	955
	3.7	22.6	50.6	23.1	100.0
令和3年	38	241	516	227	1,022
	3.7	23.6	50.5	22.2	100.0
令和4年	39	273	543	226	1,081
	3.6	25.3	50.2	20.9	100.0
令和5年	45	286	582	225	1,138
	4.0	25.1	51.1	19.8	100.0

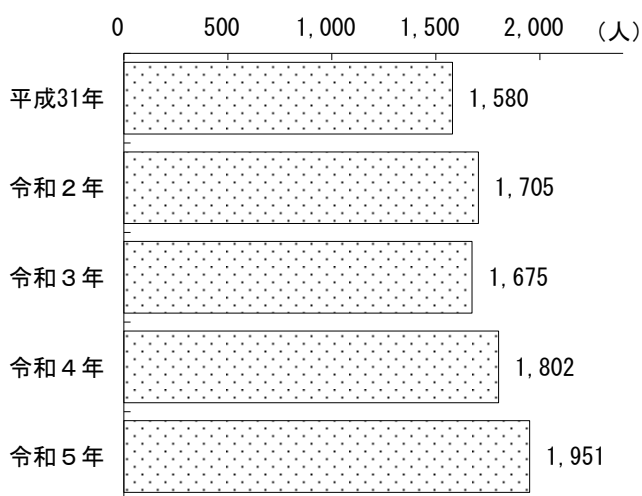
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）の状況

図表 2-13 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

精神に関する通院治療などにかかった医療費を助成する自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、増加傾向にあり、令和 5 年 4 月 1 日現在、1,951 人となっています。

平成 31 年から令和 5 年にかけて 371 人増加しています。



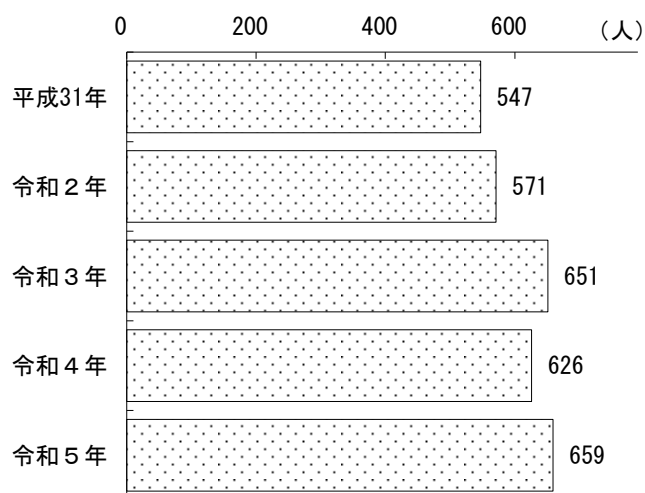
資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(6) 指定難病医療給付認定患者の状況

図表 2-14 指定難病医療給付認定患者数の推移

本市の指定難病医療給付認定患者数は、増加傾向にあり、令和 5 年 4 月 1 日現在、659 人となっています。

平成 31 年から令和 5 年にかけて 112 人増加しています。

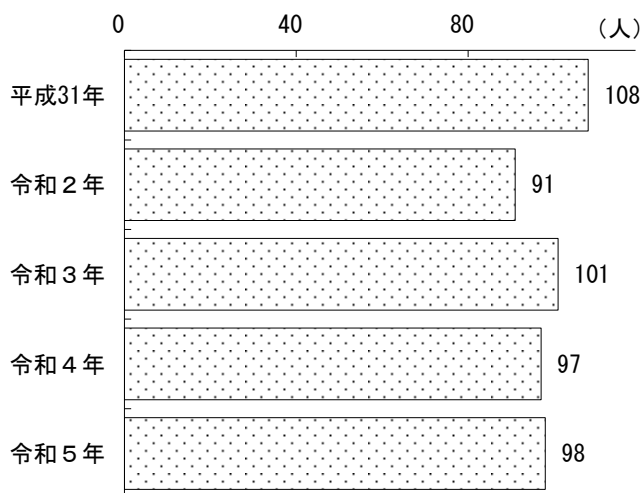


資料：江南保健所（各年 4 月 1 日現在）

(7) 小児慢性特定疾病医療給付認定患者の状況

本市の小児慢性特定疾病医療給付認定患者は100人前後で推移しており、令和5年4月1日現在、98人となっています。

図表2-15 小児慢性特定疾病医療給付認定患者数の推移



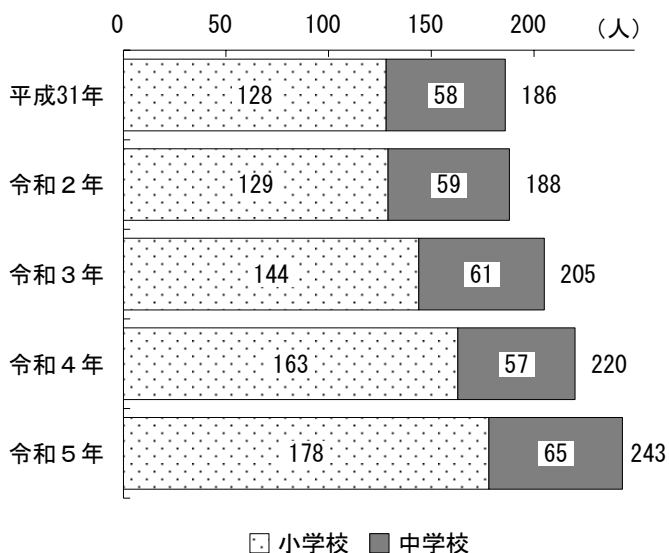
資料：江南保健所（各年4月1日現在）

(8) 特別支援学級の在籍者数の状況

特別支援学級の在籍者数は、令和5年4月1日現在、小学校178人、中学校65人となっており、平成31年以降、ともに増加傾向にあります。

特に小学校で著しく増加しており、平成31年から令和5年にかけて50人増加し、1.39倍となっています。

図表2-16 特別支援学級の在籍者数の推移

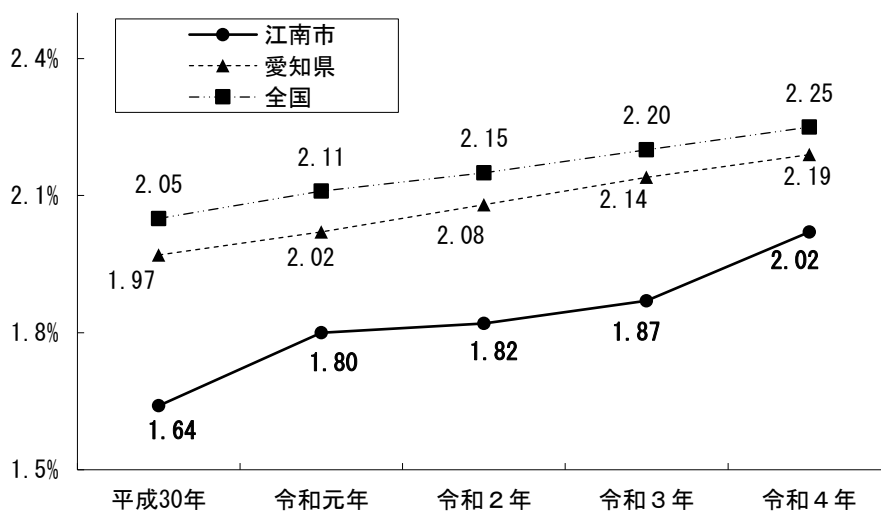


資料：教育課（各年4月1日現在）

(9) 障害者の雇用の状況

本市における民間企業の障害者雇用率は、令和4年6月1日現在、2.02%となっており、愛知県及び全国と比べると低いものの、上昇傾向にあり、その差は小さくなっています。

図表2-17 障害者雇用率の推移



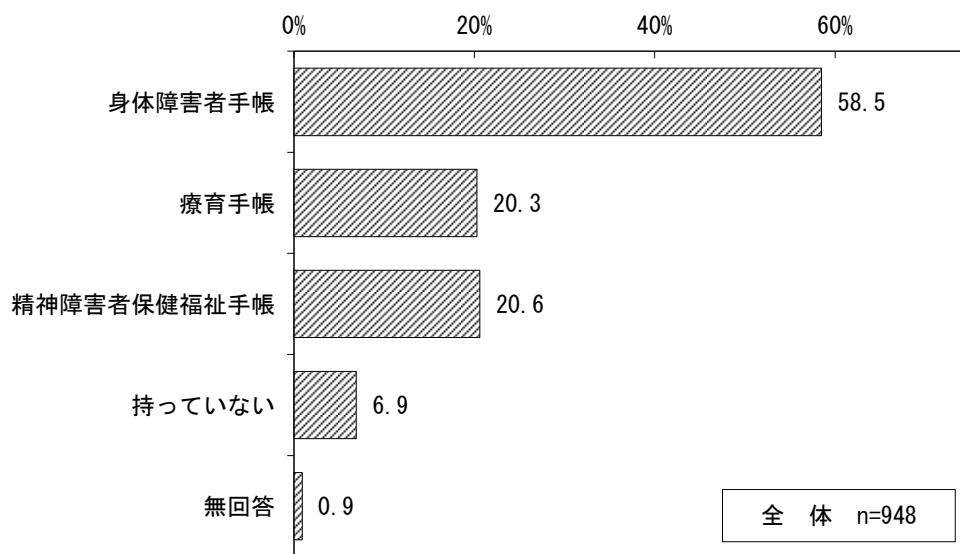
資料：犬山公共職業安定所（各年6月1日現在）

3 アンケート調査結果

(1) 所持している手帳

回答者の所持している手帳は「身体障害者手帳」が 58.5%、「療育手帳」が 20.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が 20.6%、「持っていない」が 6.9%です。

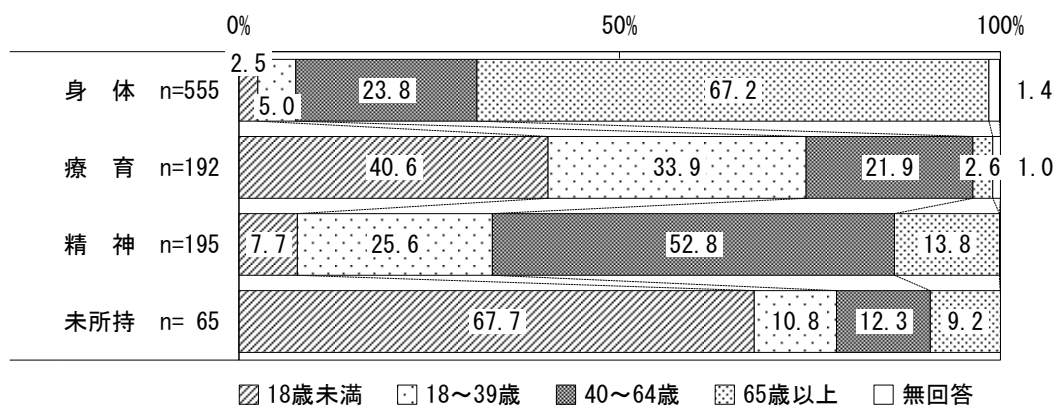
図表 2-18 所持している手帳（複数回答）



(2) 回答者の年齢

回答者の年齢は、身体障害者手帳所持者は「65歳以上」が70%近くを、療育手帳所持者は〈40歳未満〉が70%以上を、精神障害者保健福祉手帳所持者は〈18～64歳〉の働き盛り世代が80%近くを占めています。

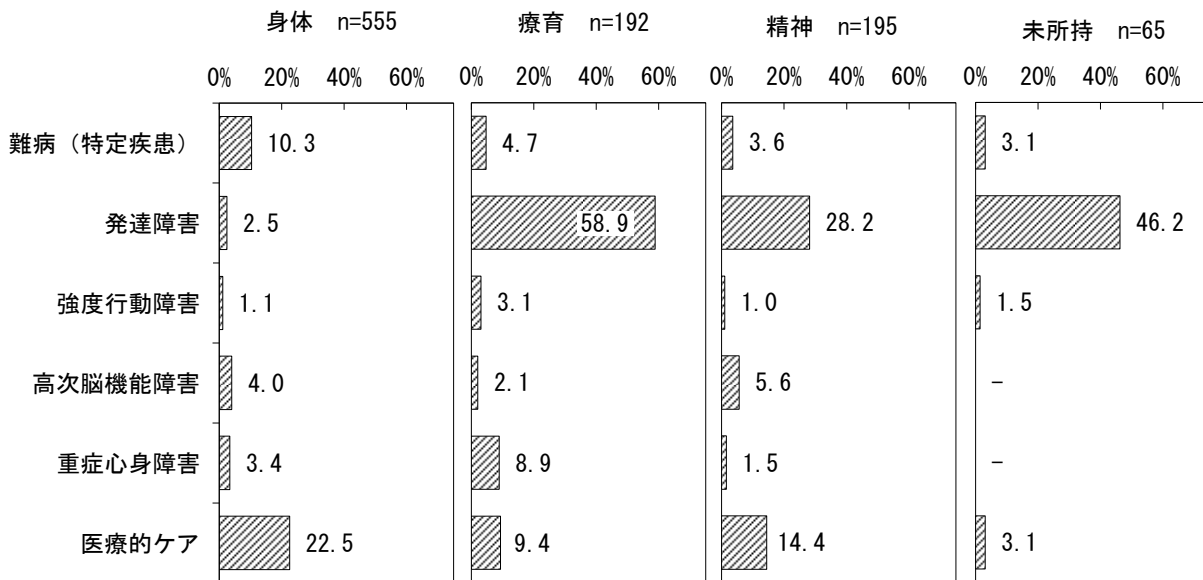
図表 2-19 回答者の年齢



(3) 認定・診断を受けている症状・障害

認定・診断を受けている症状・障害をみると、療育手帳所持者は「発達障害」の診断を受けている人が過半数を占める高い率です。

図表 2-20 認定・診断を受けている症状



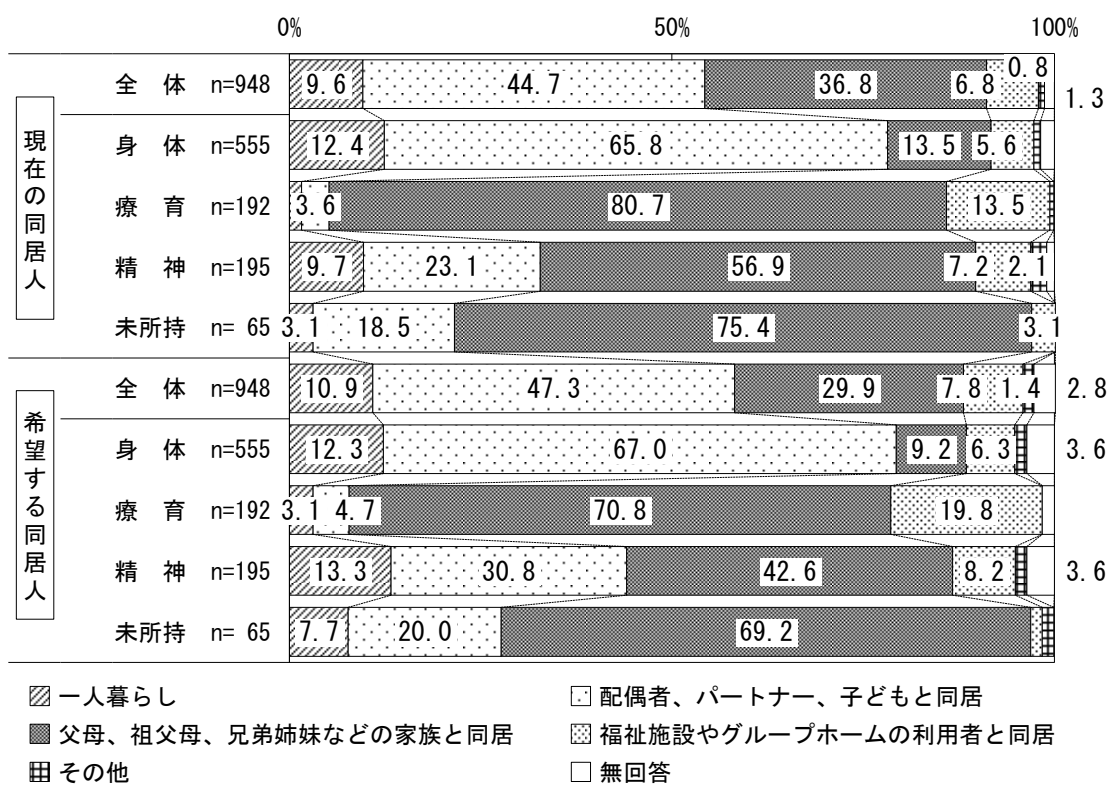
(4) 現在の暮らしと希望する暮らし

① 同居人

現在の同居人をたずねたところ、身体障害者手帳所持者は、「配偶者、パートナー、子どもと同居」が65.8%を占めています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び手帳未所持者は「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と同居」が最も高くなっています。

3年以内に希望する同居人をたずねたところ、療育手帳所持者は、その他の手帳所持者及び未所持者に比べて「福祉施設やグループホームの利用者と同居」が高くなっています。

図表2-21 現在の同居人・今後3年以内に希望する同居人

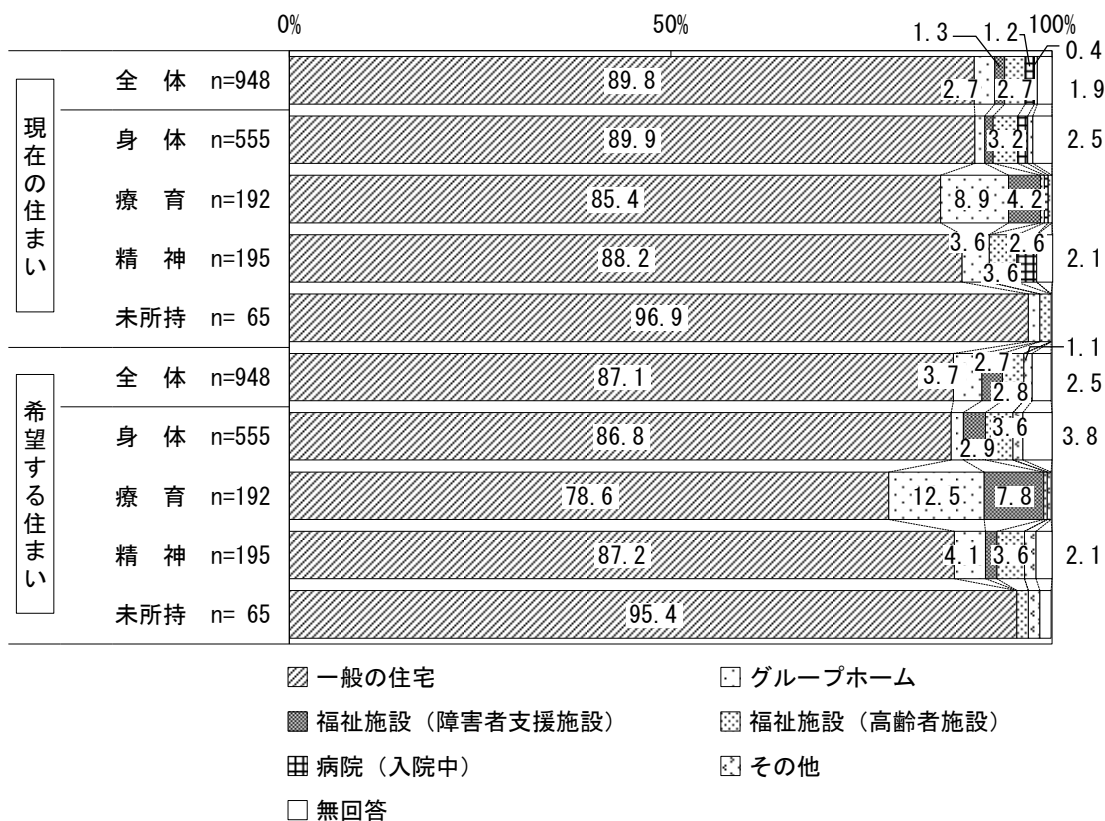


(注) 全体以外の2%未満の数値は省略しました。

② 住まい

療育手帳所持者は、現在の居住場所、3年以内に希望する居住場所ともに、その他の手帳所持者及び未所持者に比べて「グループホーム」が高くなっています。

図表2-22 現在の住まい・今後3年以内に希望する住まい



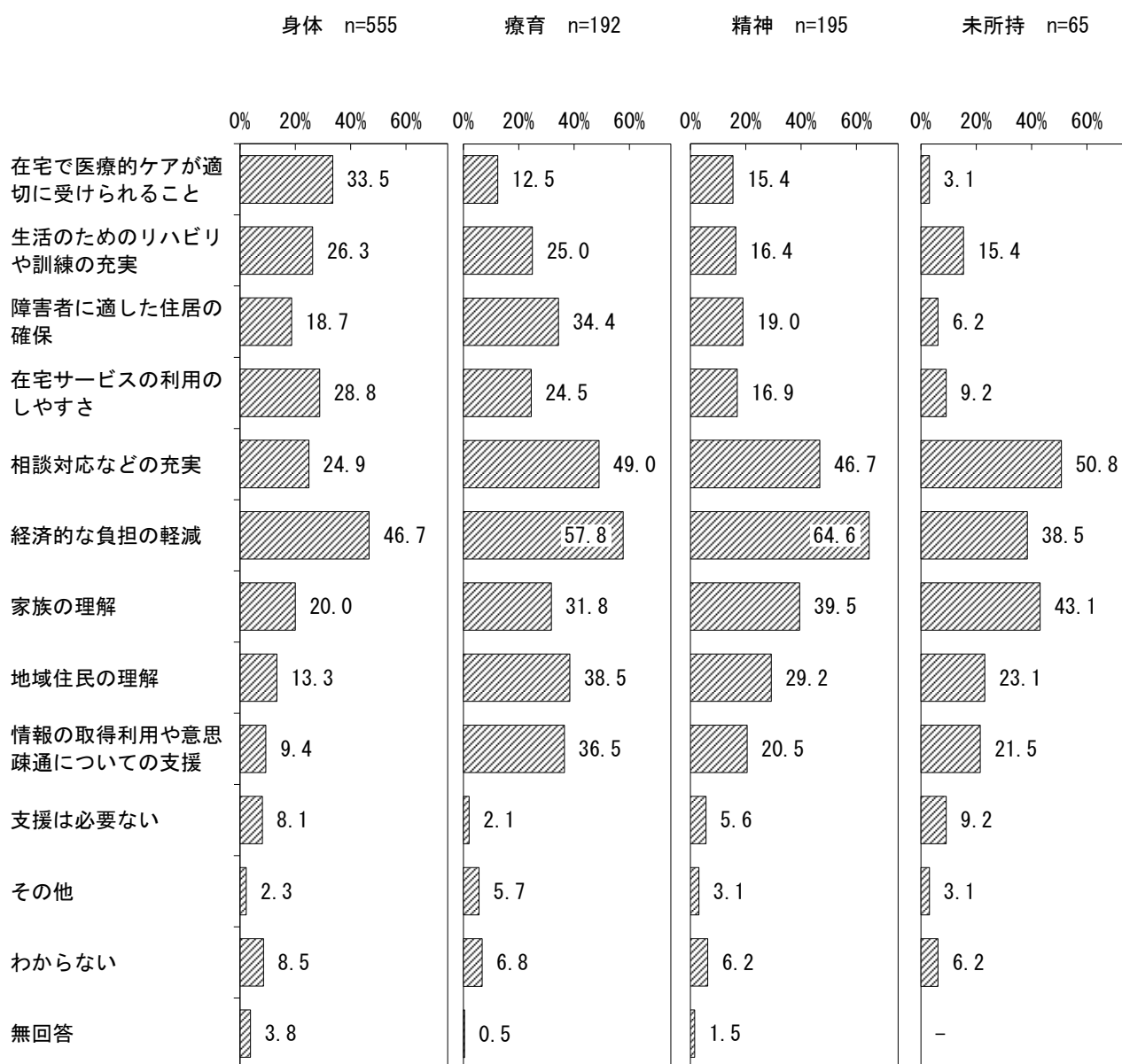
(注1) 「希望する住まい」に「病院」の選択肢はありません。

(注2) 全体以外の2%未満の数値は省略しました。

(5) 希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るために、どのような支援があるとよいと思うかたずねたところ、いずれの手帳所持者も「経済的な負担の軽減」が最も高くなっていますが、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は60%を超える非常に高い率です。また、身体障害者手帳所持者は「在宅で医療的ケアが適切に受けられること」、療育手帳所持者は「障害に適した住居の確保」、「地域住民の理解」及び「情報の取得利用や意思疎通についての支援」がそれぞれ高くなっています。

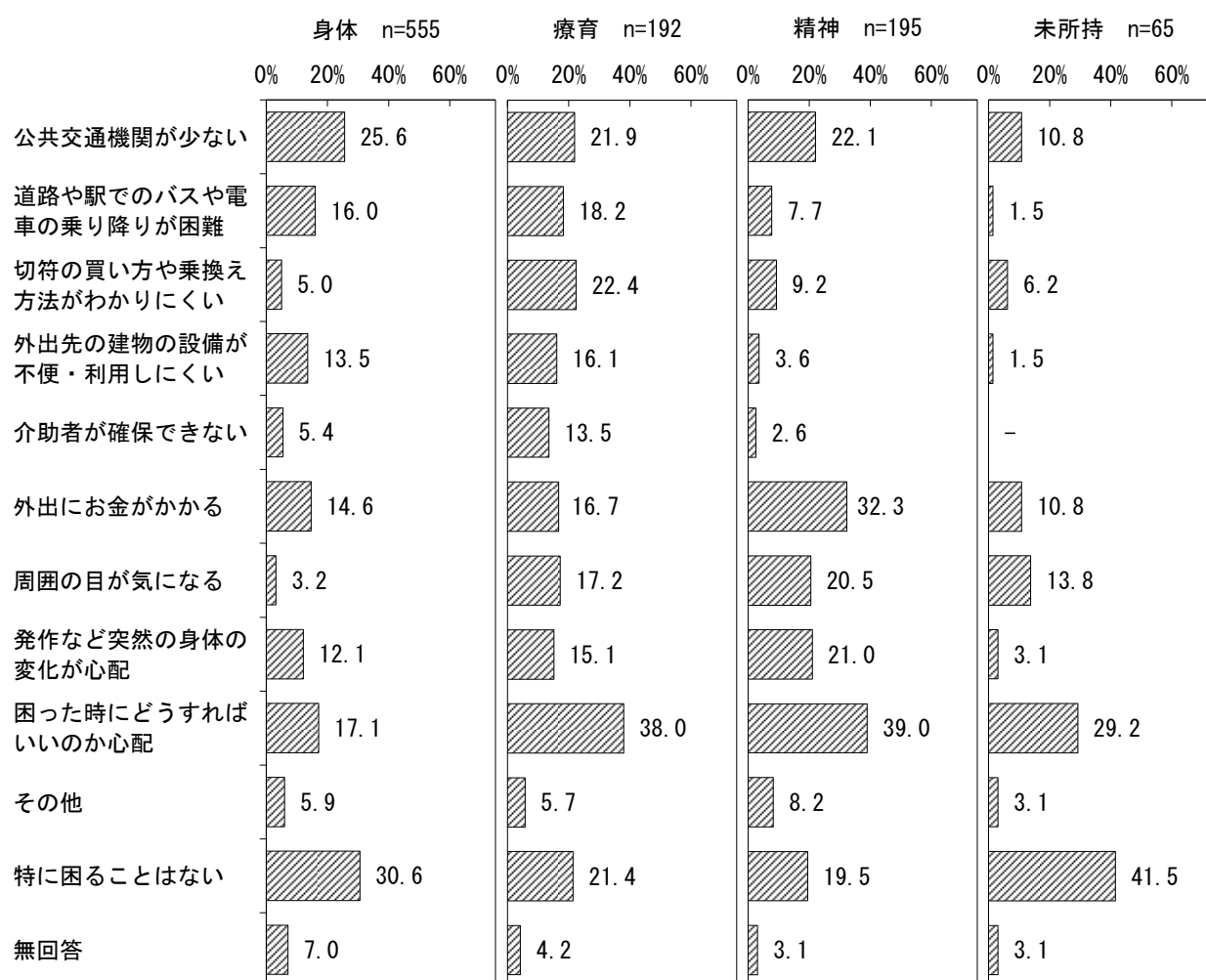
図表2-23 希望する暮らしを送るために必要な支援（複数回答）



(6) 外出時の困りごと

外出時の困りごとをたずねたところ、身体障害者手帳所持者を除き、「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者は「切符の買い方や乗り換え方法がわかりにくい」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「外出にお金がかかる」、「周囲の目が気になる」及び「発作などの突然の身体の変化が心配」がそれぞれ、その他の手帳所持者及び未所持者に比べて高くなっています。

図表 2-24 外出時の困りごと（複数回答）



(7) 日中の過ごし方

主に日中、どのように過ごしているかたずねたところ、身体障害者手帳所持者は「自宅で過ごしている」(44.0%) が、療育手帳所持者は「福祉施設、作業所などに通っている」(41.1%) が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「福祉施設、作業所などに通っている」及び「自宅で過ごしている」(27.2%) が、手帳未所持者は「高校、小中学校に通っている」(46.2%) がそれぞれ最も高くなっています。日中主に「自宅で過ごし

ている」と回答した方については、地域や社会との関わりが少なく、社会的孤立となるリスクを抱えている可能性が高く、地域活動の基盤づくり、就労支援、情報提供等を通じて、孤立・孤独を防止していくことが必要です。

図表 2-25 日中の過ごし方（上位3項目）

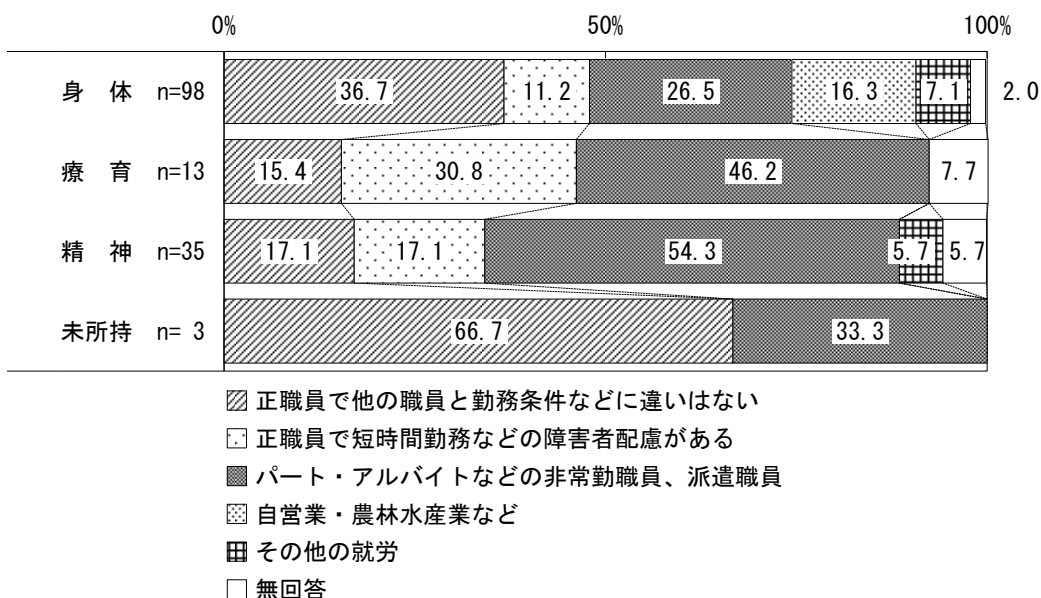
区分	身体 n=555	療育 n=192	精神 n=195	未所持 n=65
1位	自宅で過ごしている (44.0%)	福祉施設、作業所などに通っている (41.1%)	福祉施設、作業所などに通っている (27.2%)	高校、小中学校に通っている (46.2%)
2位	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (17.7%)	高校、小中学校に通っている (18.2%)	自宅で過ごしている (27.2%)	幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている (20.0%)
3位	専業主婦（主夫）をしている (12.6%)	特別支援学校（小中高等部）に通っている (15.6%)	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (17.9%)	福祉施設、作業所などに通っている (9.2%)

(8) 現在の就労形態

現在の就労形態をたずねたところ、身体障害者手帳所持者は「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ最も高くなっています。

一般就労は主に身体障害者において進んでおり、その他の手帳所持者及び未所持者についても、一般就労に向けた障害への理解の促進が望まれます。

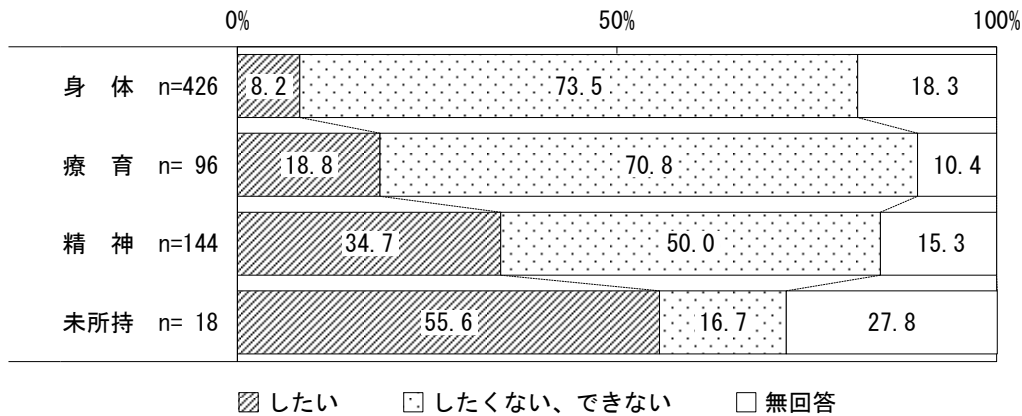
図表 2-26 現在の就労形態（会社勤めや家業等で収入を得る仕事をしている人）



(9) 今後の就労意向

今後の就労意向をたずねたところ、精神障害者保健福祉手帳所持者の就労意向（「したい」）は34.7%の非常に高い率となっており、就労を希望する人に向けた支援の充実が必要です。

図表 2-27 今後の就労意向（現在、会社勤めや家業等で収入を得る仕事をしていない人）

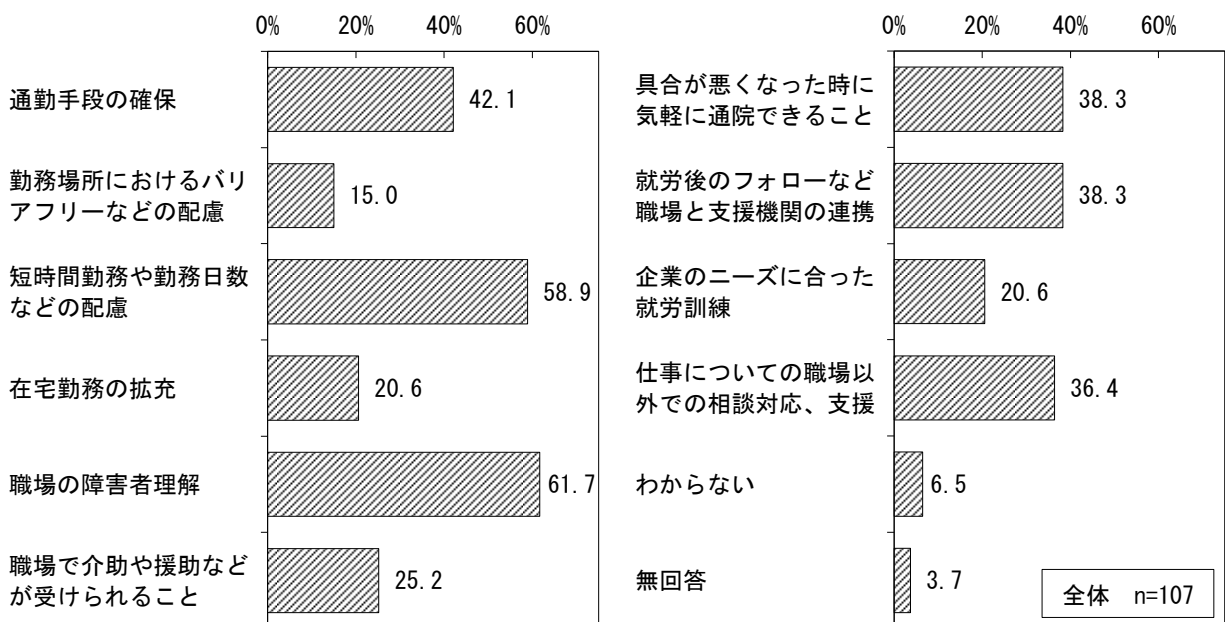


(10) 就労するために必要なこと

就労意向のある人に、就労するためにどのような支援が必要だと思うかたずねたところ、「職場の障害者理解」が61.7%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(58.9%)、「通勤手段の確保」(42.1%)などの順となっています。さらに、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場以外での相談対応、支援」も35%を超える高い率となっています。

就労するためには多様な支援を必要としており、職場と支援機関の連携や相談体制の充実とともに障害への理解を進めることが重要です。

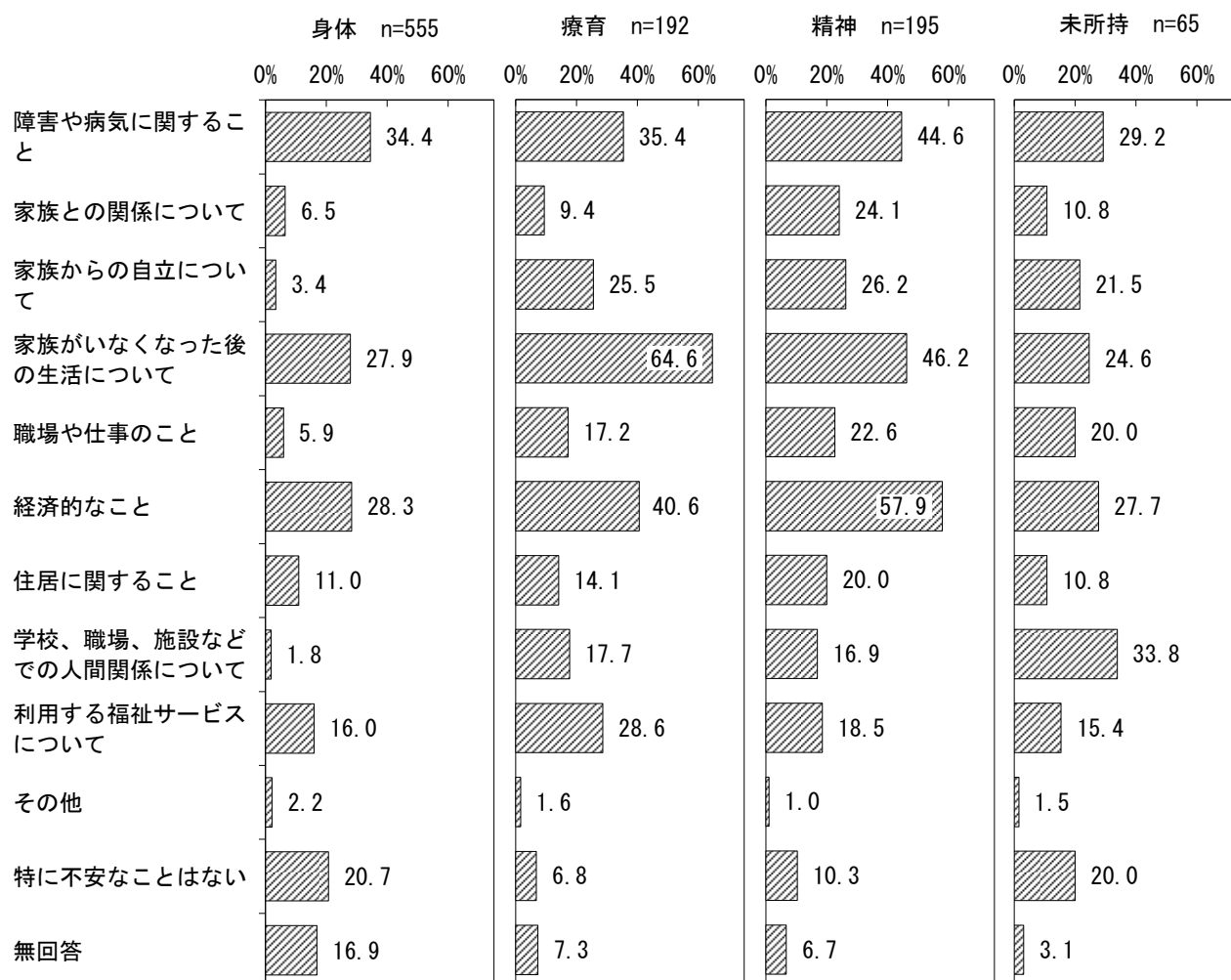
図表 2-28 就労するために必要なこと（就労したい人、複数回答）



(11) 相談したい内容

現在、相談したいことがあるかたずねたところ、療育手帳所持者は「家族がいなくなった後の生活について」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障害や病気に関すること」及び「経済的なこと」が、手帳未所持者は「学校、職場、施設などでの人間関係について」がそれぞれ、その他に比べて高くなっています。相談窓口や関係機関との連携による相談支援体制の強化を進めるとともに、障害福祉サービス等の周知が重要です。

図表 2-29 相談したい内容（複数回答）

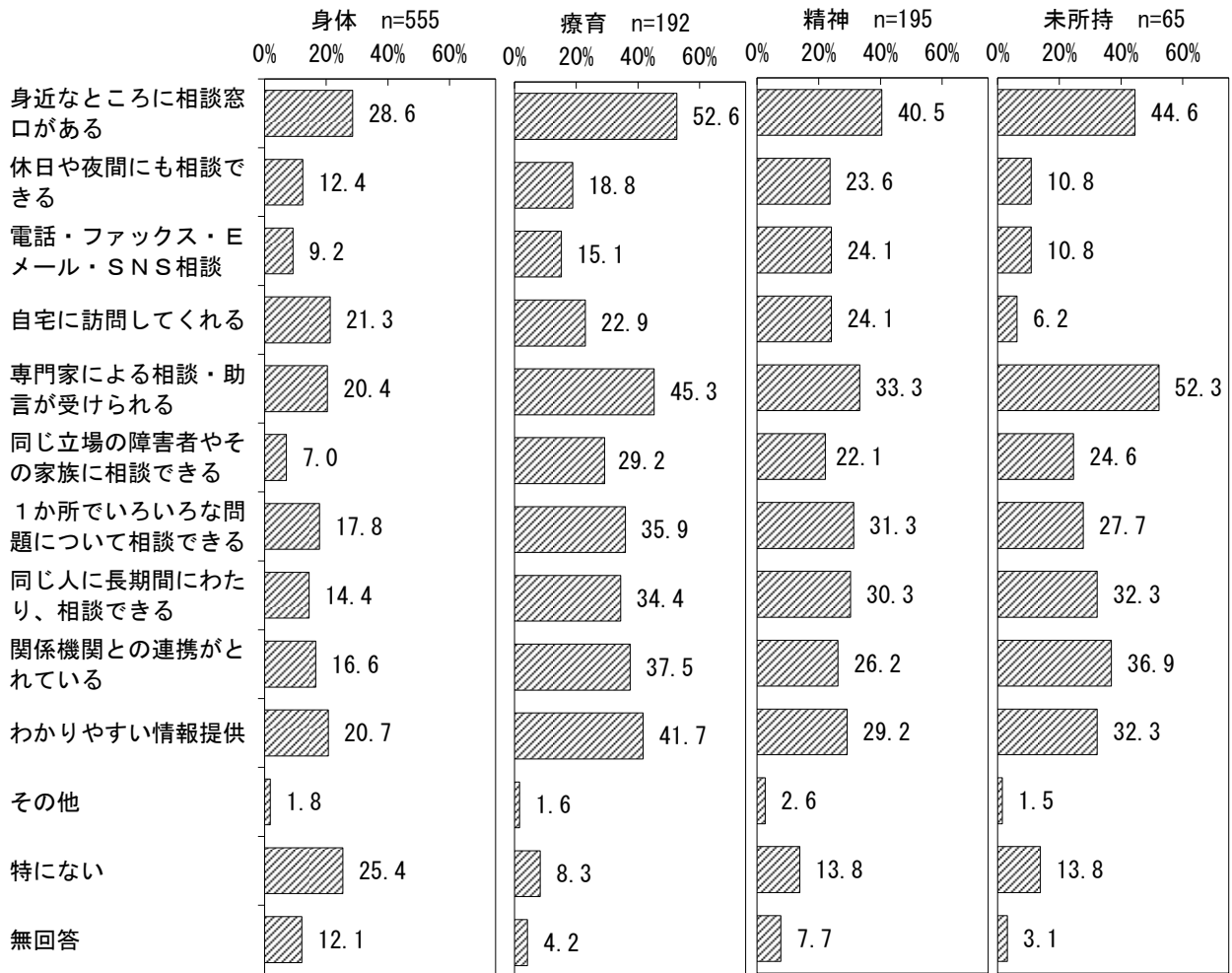


(12) 相談に必要な支援・環境

相談するために必要な支援をたずねたところ、手帳未所持者は「専門家による相談・助言が受けられる」が、手帳所持者は「身近なところに相談窓口がある」がそれぞれ最も高くなっています。

また精神障害者保健福祉手帳所持者はその他の手帳所持者及び未所持者に比べて「休日や夜間にも相談できる」及び「電話・ファックス・Eメール・SNS相談」が高くなっており、手法や時間に縛られない柔軟な相談体制が求められています。

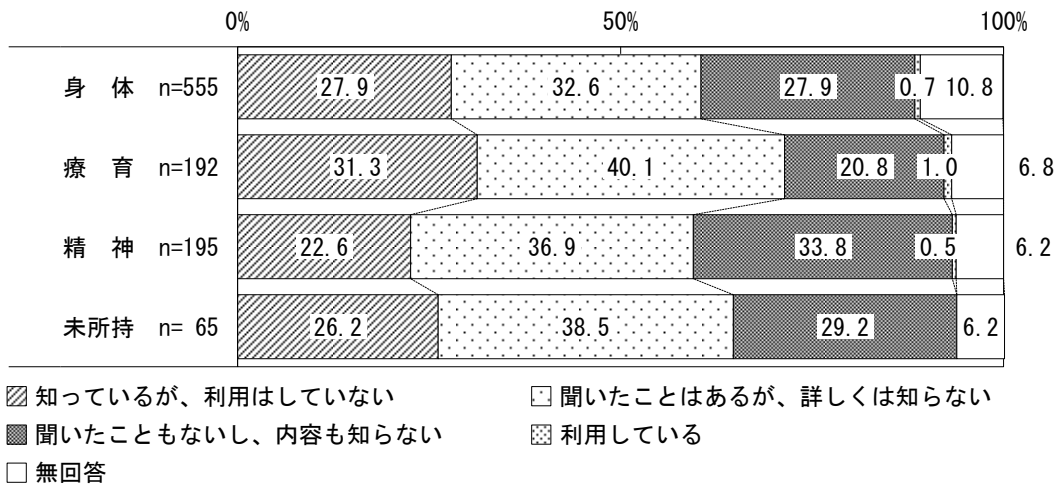
図表 2-30 相談に必要な支援・環境（複数回答）



(13) 成年後見制度

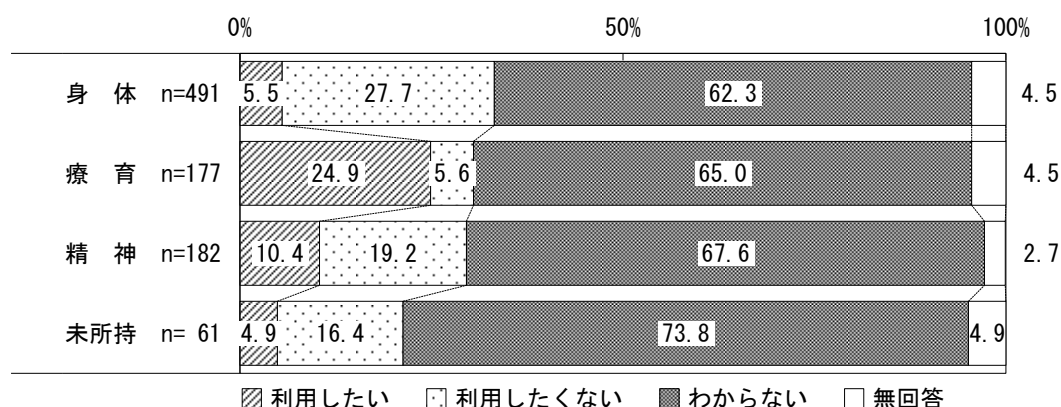
成年後見制度の認知度をたずねたところ、いずれの障害も「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者の〈認知度〉（「知っているが、利用はしていない」+「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」+「利用している」）が高くなっています。

図表 2-31 成年後見制度の認知度



今後の利用意向をたずねたところ、療育手帳所持者は「利用したい」が高くなっています。江南市成年後見センターを中核として成年後見制度についての周知を進めるとともに、利用を希望する人の支援をしていくことが必要です。

図表 2-32 成年後見制度の利用意向

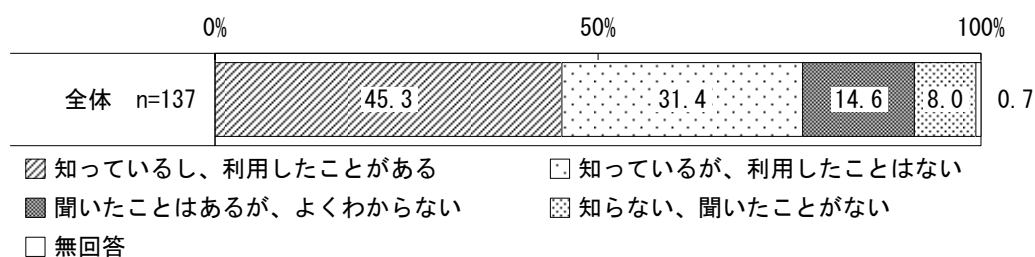


(14) 障害児への支援について

① 児童発達支援センターの認知度 (18歳未満)

児童発達支援センターの認知度をたずねたところ、「知っているし、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した〈認知度〉が76.7%です。

図表 2-33 児童発達支援センターの認知度 (18歳未満)



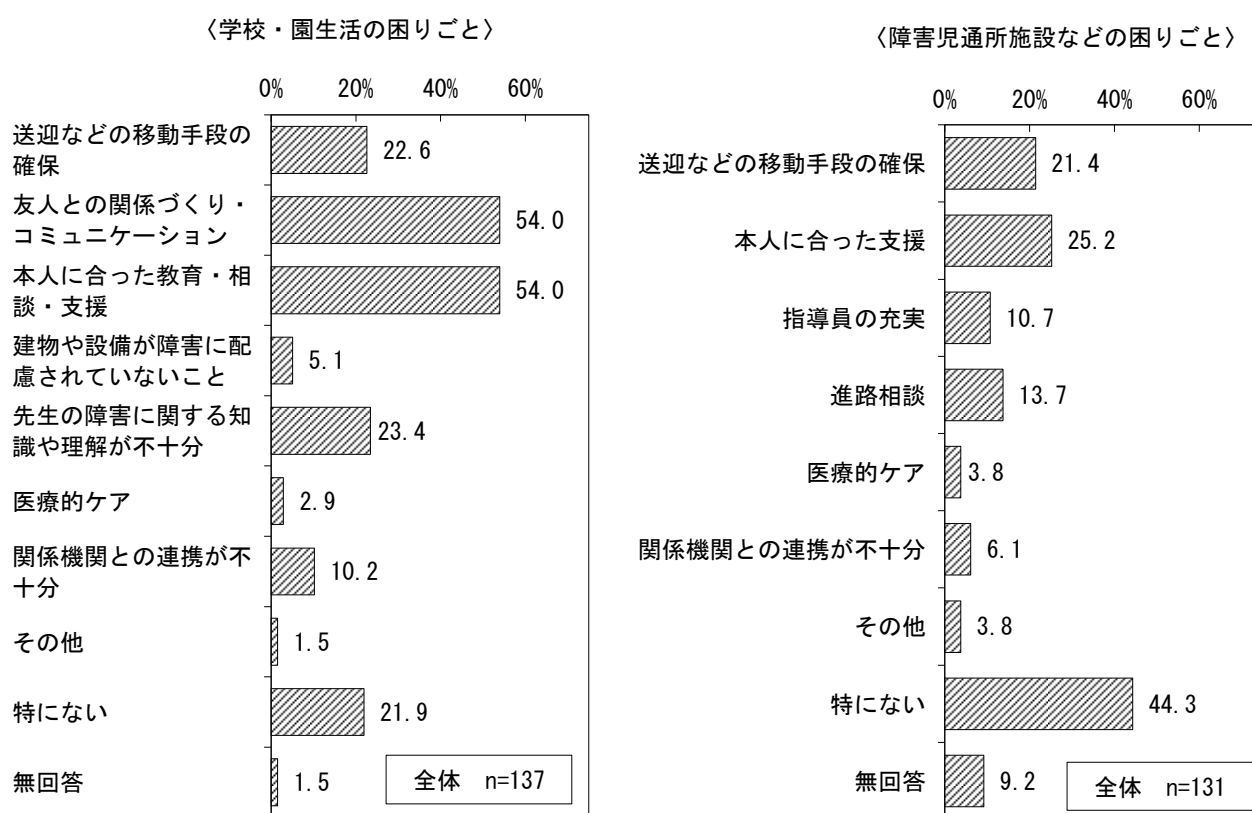
② 困りごと

学校・園生活の困りごとは、「友人との関係づくり・コミュニケーション」及び「本人に合った教育・相談・支援」がそれぞれ 54.0%と最も高くなっています。

障害児支援事業を利用している人に障害児通所施設などで困っていることをたずねたところ、「本人に合った支援」が 25.2%と最も高くなっています。

個々の適正に寄り添ったきめ細やかな支援が求められていることがうかがえます。

図表 2-34 障害児の困りごと（複数回答）

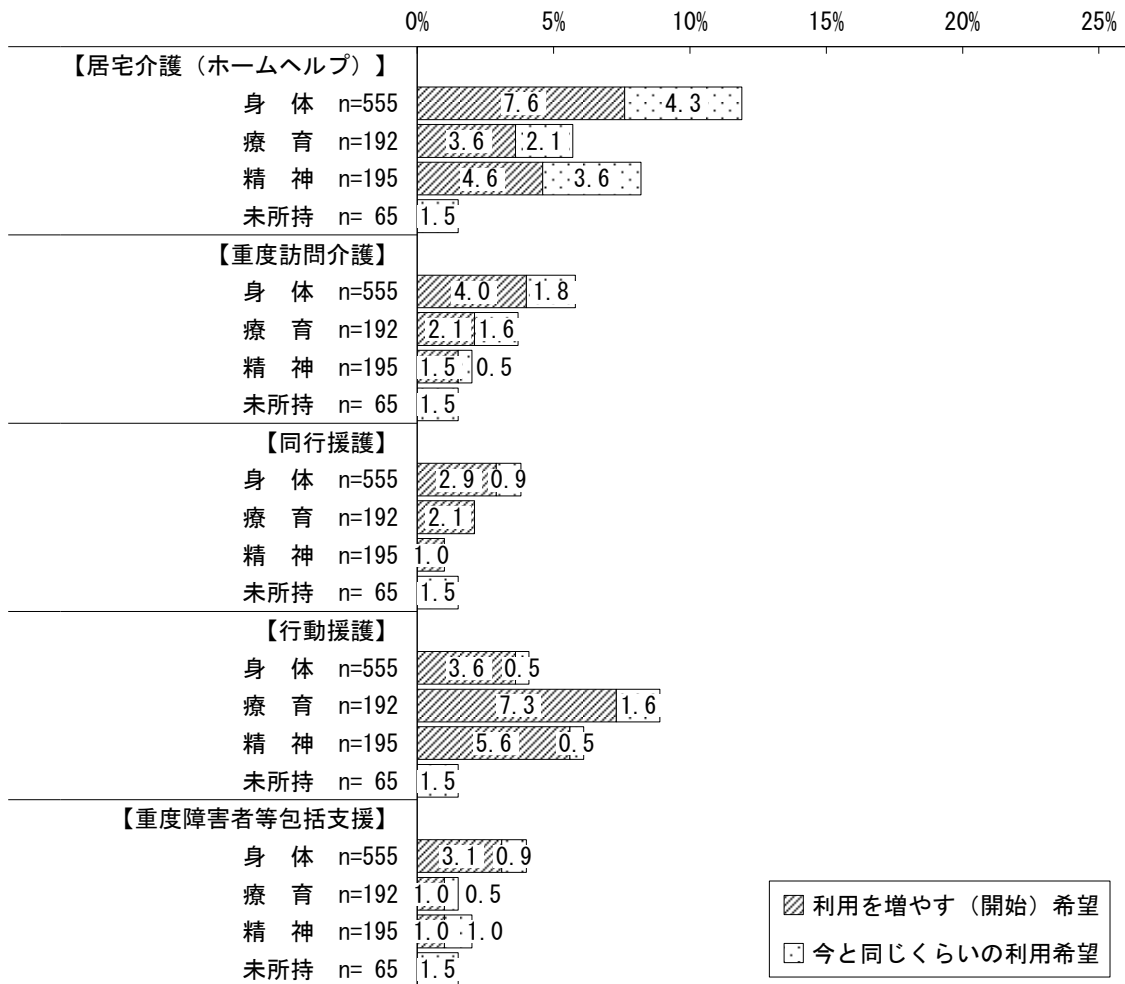


(15) 障害福祉サービス等の利用意向

① 訪問系サービス

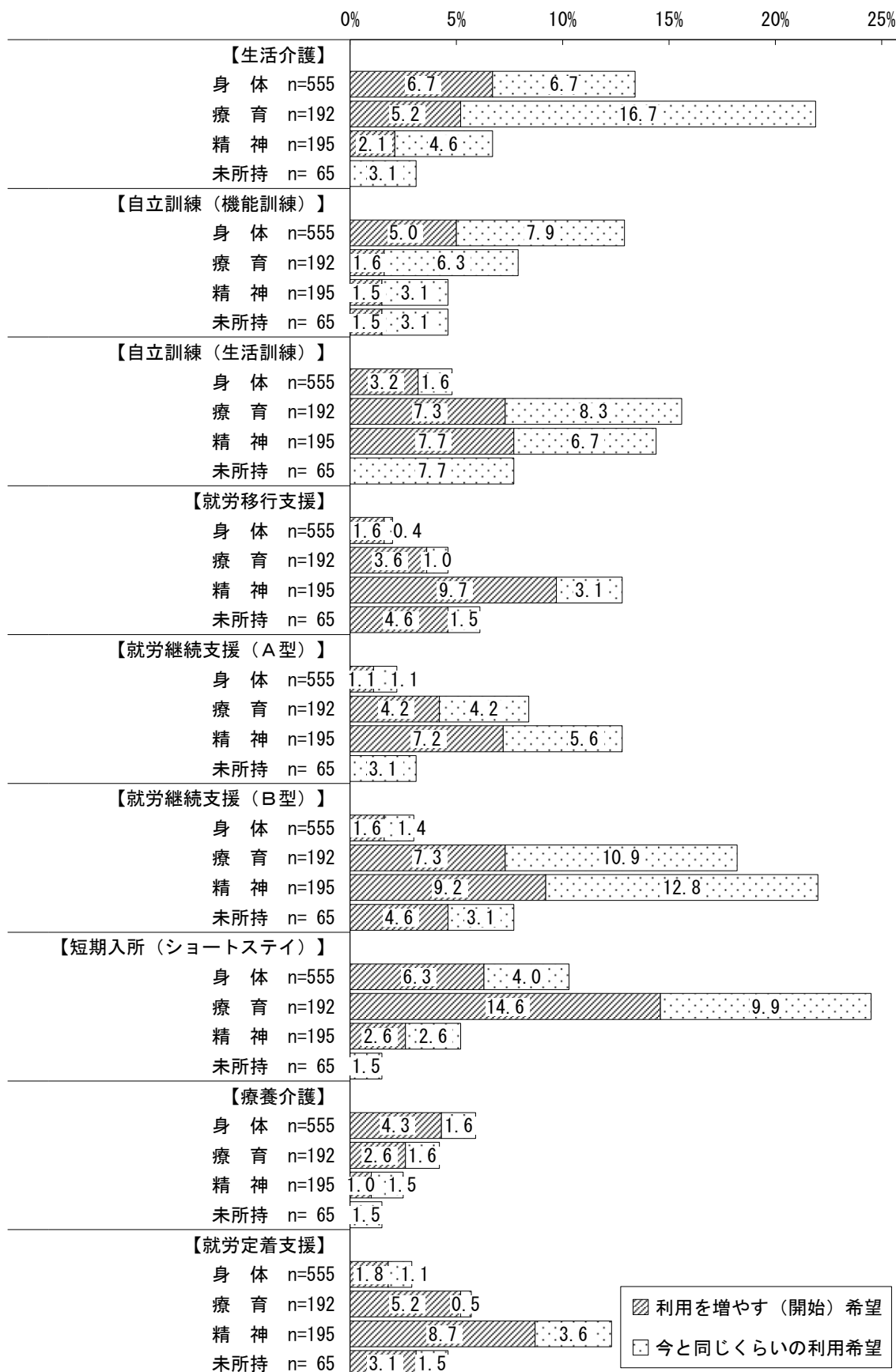
訪問系サービスの利用意向をみると、身体障害者手帳所持者は「居宅介護（ホームヘルプ）」が、療育手帳所持者は「行動援護」において「利用を増やす（開始）希望」が高くなっています。また、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「居宅介護（ホームヘルプ）」において、「今と同じくらいの利用希望」が高くなっています。

図表 2-35 訪問系サービスの利用意向



② 日中活動系サービス

図表 2-36 日中活動系サービスの利用意向



日中活動系サービスの利用意向をみると、療育手帳所持者は「生活介護」、「就労継続支援B型」及び「短期入所（ショートステイ）」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「就労継続支援B型」の〈利用意向〉（「利用を増やす（開始）希望」+「今と同じくらいの利用希望」）が高くなっています。また、療育手帳所持者において「生活介護」は「今と同じくらいの利用希望」が、「短期入所（ショートステイ）」は「利用を増やす（開始）希望」が15%前後の高い率です。

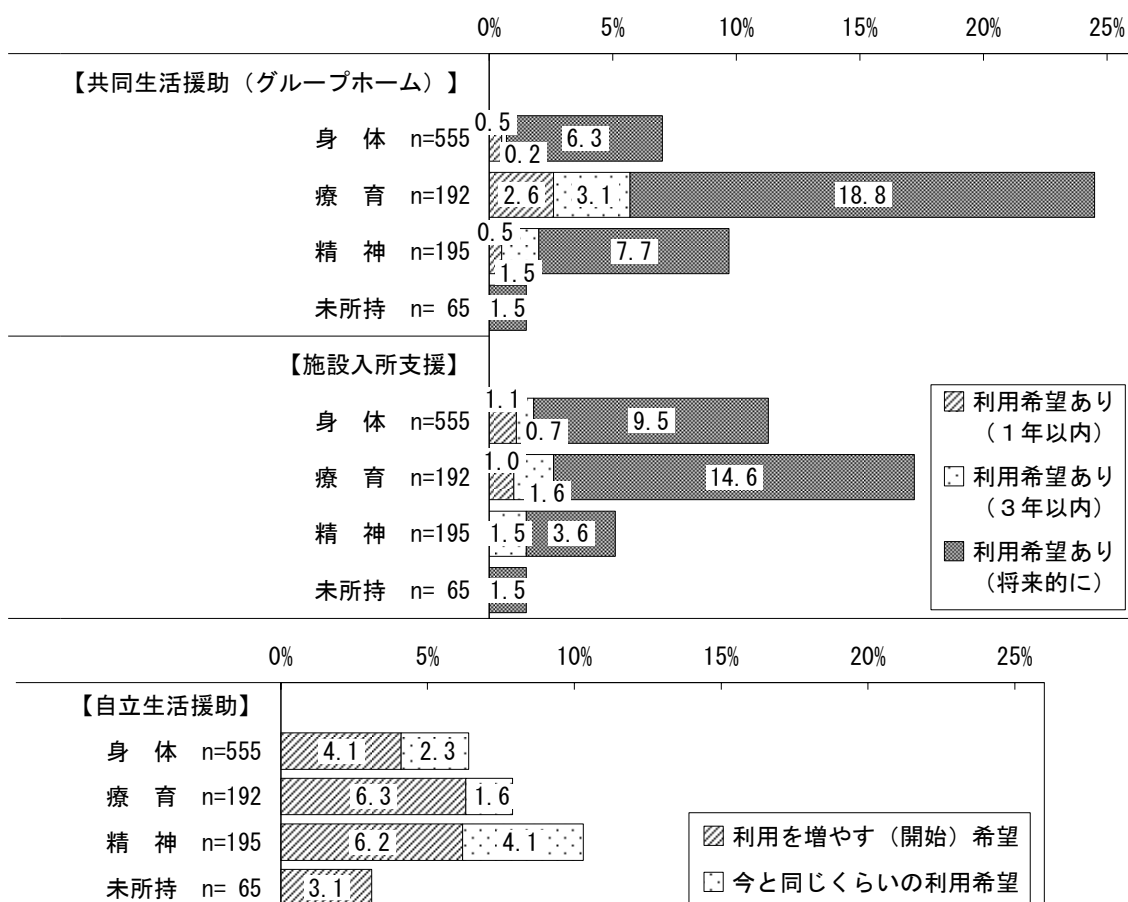
③ 居住系サービス

居住系サービスの利用意向をみると、療育手帳所持者は将来的に「共同生活援助（グループホーム）」及び「施設入所支援」の〈利用意向〉が非常に高くなっています。

また、療育手帳所持者は「共同生活援助（グループホーム）」について、「利用希望あり（1年以内）」及び「利用希望あり（3年以内）」も比較的高くなっています。

さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者は「自立生活援助」の〈利用意向〉が10.3%と高い率です。

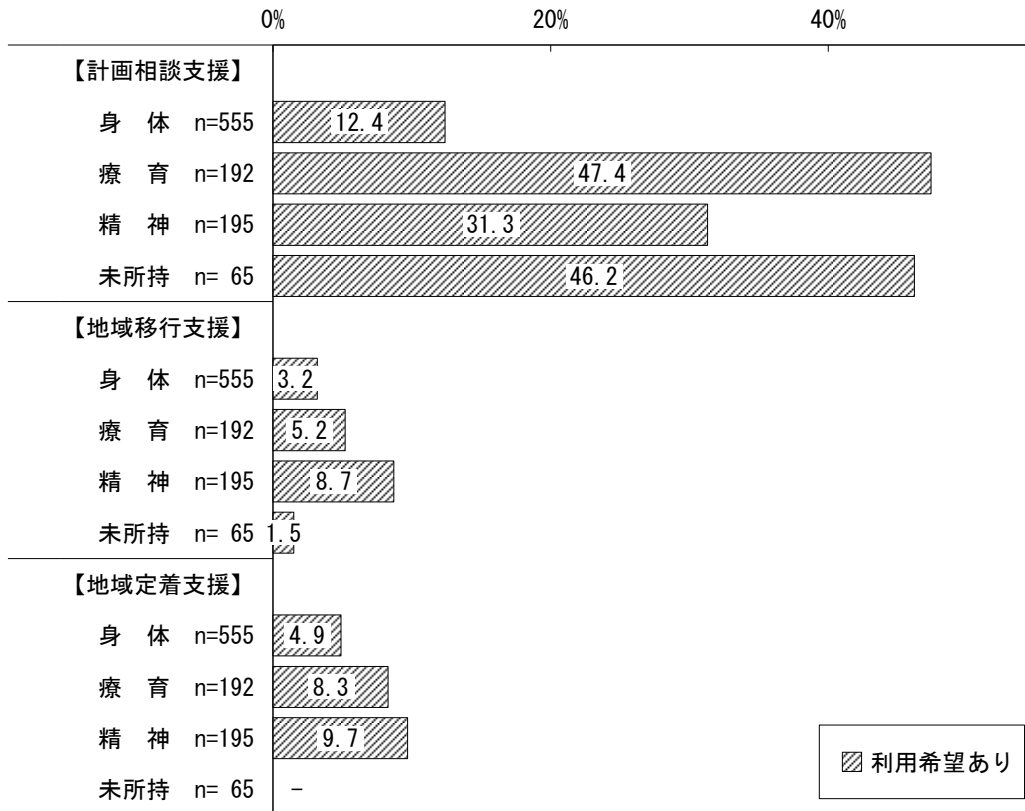
図表2-37 居住系サービスの利用意向



④ 相談支援

相談支援の利用意向をみると、いずれの障害も「計画相談支援」の〈利用意向〉が非常に高くなっています。特に、療育手帳所持者及び手帳未所持者は45%を超える非常に高い率です。

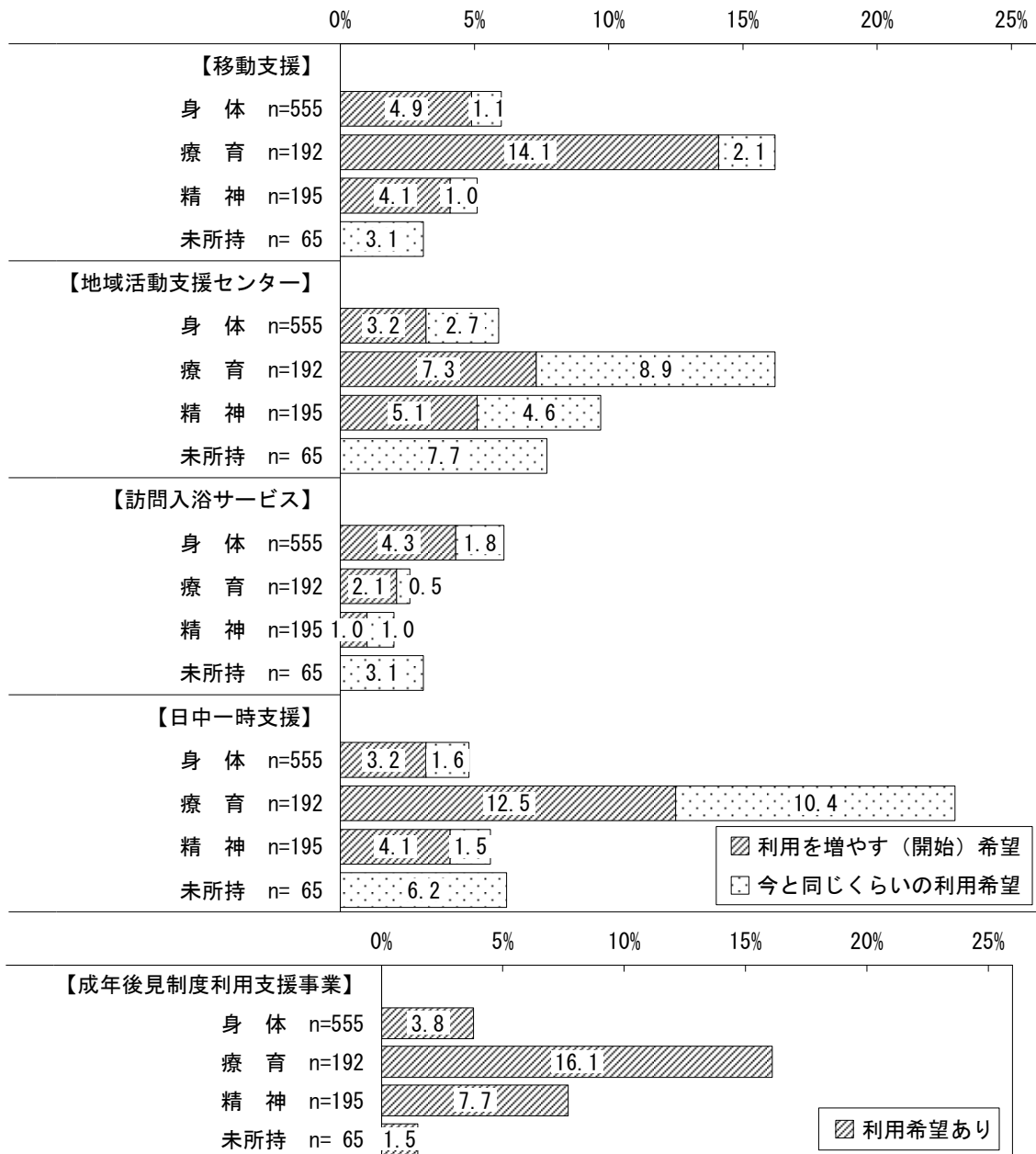
図表2-38 相談支援の利用意向



⑤ 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用意向をみると、身体障害者手帳所持者は「訪問入浴サービス」が、療育手帳所持者は「移動支援」、「地域活動支援センター」、「日中一時支援」及び「成年後見制度利用支援事業」の〈利用意向〉が高くなっています。

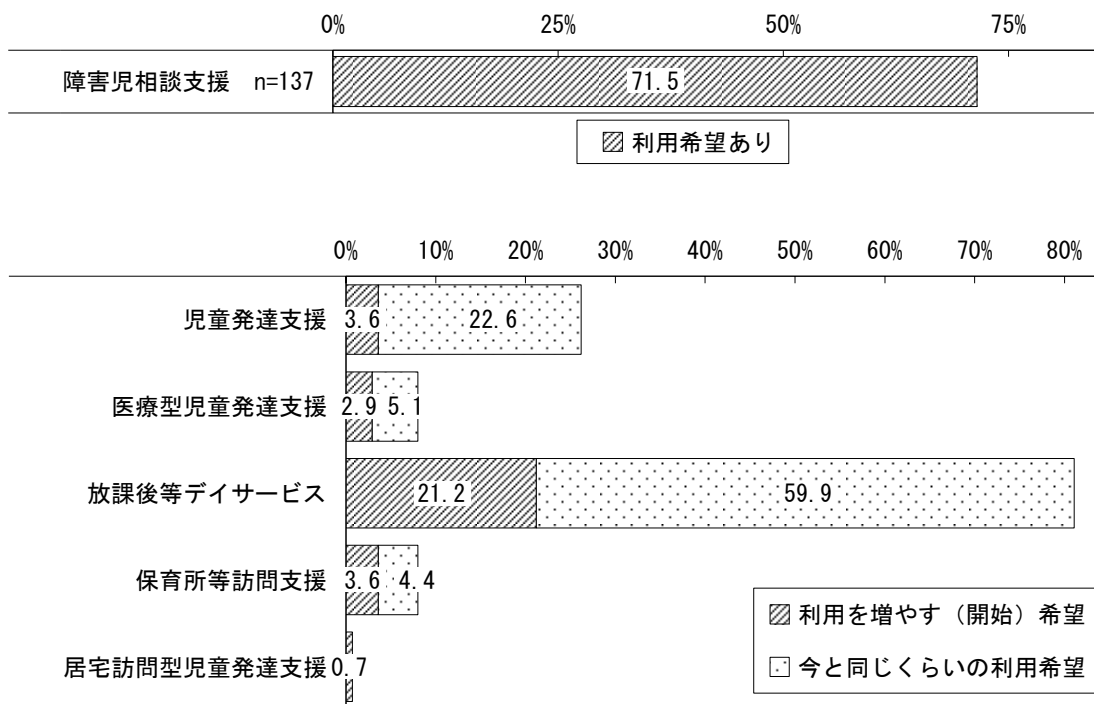
図表 2-39 地域生活支援事業の利用意向



⑥ 障害児支援

障害児支援の利用意向をみると、「障害児相談支援」及び「放課後等デイサービス」の〈利用意向〉が非常に高くなっています。

図表 2-40 障害児支援の利用意向（18歳未満）



4 事業所調査結果

(1) 今後、拡充・新規に実施するサービス

今後、拡充または新たに実施を予定しているサービスの有無をたずねたところ、「共同生活援助」、「計画相談支援」、「児童発達支援」、「多機能型」について、サービス提供体制が拡充する見込みです。

図表 2-41 今後、拡充または新たに実施予定のサービス事業所数

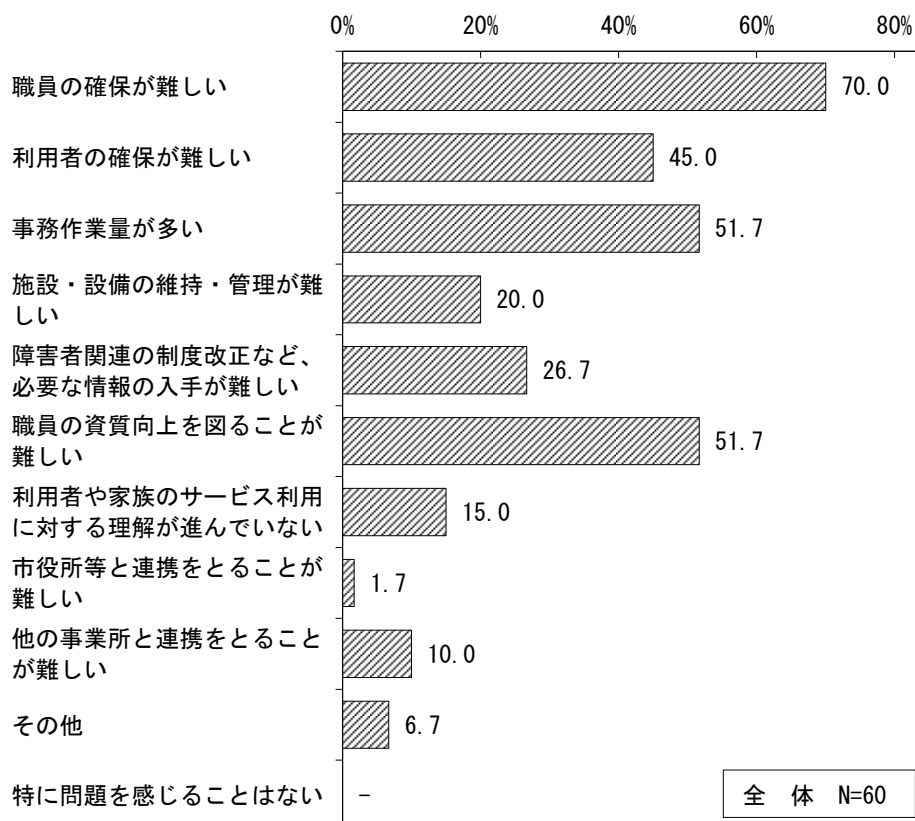
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム）	1（10）	1（5）	-	-
計画相談支援	-	-	1（-）	-
児童発達支援	-	1（10）	-	-
多機能型	1（10）	-	-	-

※（）内は定員数

(2) 事業運営を進めるうえでの問題

円滑な事業運営を進めていくうえで、どのような問題があると感じるかたずねたところ、「職員の確保が難しい」が70.0%と突出して高くなっており、次いで「事務作業量が多い」及び「職員の資質向上を図ることが難しい」が51.7%となっています。

図表 2-42 事業運営を進めるうえでの問題（複数回答）



(3) 職員の過不足状況

業務量に対する職員の過不足があるかたずねたところ、「大変不足している」、「不足している」、「やや不足している」を合計した〈職員不足〉は60%を超えており、多くの事業所が人手不足にある状態です。

図表 2-43 職員の過不足状況

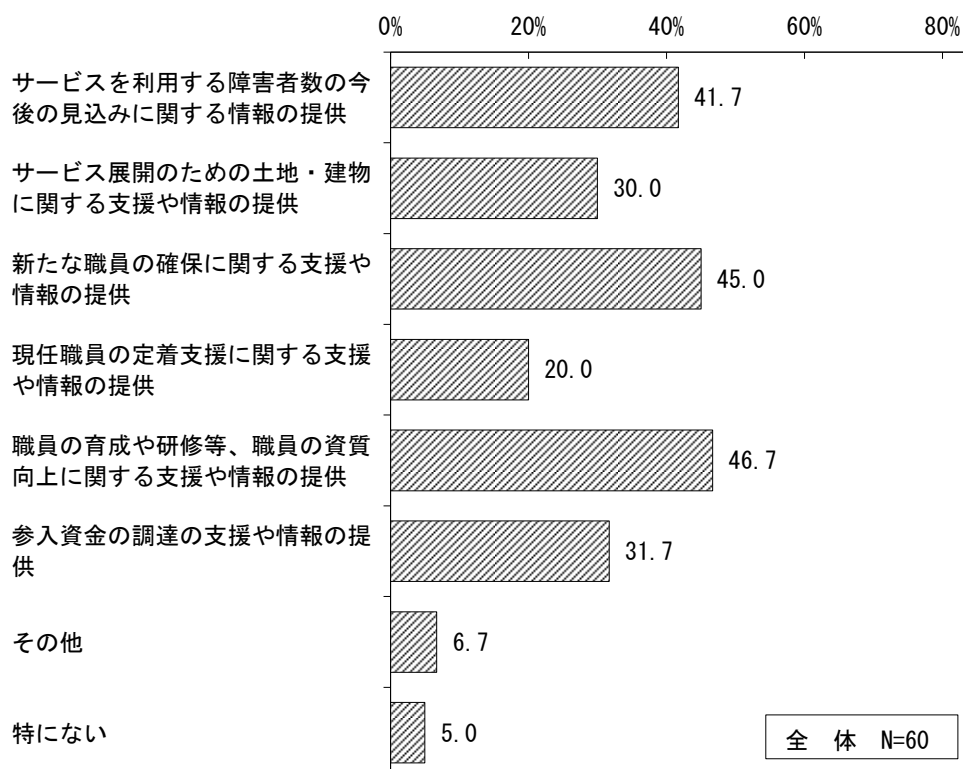


(注)「過剰である」と回答した事業所はありませんでした。

(4) 障害福祉サービス等事業所の充実に向けて行政として必要なこと

障害福祉サービス等事業所の充実に向けて行政として必要だと思うことをたずねたところ、「職員の育成や研修等、職員の資質向上に関する支援や情報の提供」が46.7%と最も高く、次いで「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が45.0%となっており、職員不足に対応するための支援を求めています。

図表 2-44 障害福祉サービス等事業所の充実に向けて行政として必要なこと (〇は3つまで)



(5) 不足しているサービスとその原因

本市で不足しているサービスや支援をたずねたところ、「相談支援事業」が最も多くなっています。

また、その他の不足するサービスについても、その背景には人員不足による影響が大にあることがうかがえます。本市においても、担い手不足を解消することは喫緊の課題であり、市としても支援していくことが必要です。

図表 2-45 不足しているサービスとその原因

不足していると感じるサービス・支援	考えられる原因
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬単価の低さ 3件 ○人員不足 2件 ○単価が安く、相談支援単体では運営が難しい ○障害者に対して相談員の数が少ないので、新規でお願いしても断られることが多く、サービス開始に繋がらない ○連携するためのノウハウ、財源、人員が不足している ○重度の方を受け止めるためにも、医療機関などと連携体制がとれるよう、コーディネートする相談支援事業所も必要と感じる ○報酬が低すぎて参入しづらい。セルフプランをNGとするのであるならば、計画相談支援事業に参入しやすい支援の充実が必要 ○障害福祉サービス利用に当たって、不可欠であるにも関わらず、障害児(者)に対して相談支援員が不足している ○特定相談の報酬設定が、相談支援専門員1人あたりの対応件数を100人近く受け持たないと正規職員の雇用ができないような仕組みになっている
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ○人員不足 2件 ○医療的ケアや視覚障害のある方への同行支援をする場合、専門資格を得るために費用負担が発生する ○報酬が少ない。景気が悪い時はハローワークから人が増えるが、景気が良くなると他の職業の方が高時給であるため、辞めてしまう
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ○重度訪問介護を受けたい方がいても事業所がない。ヘルパーが減っており、報酬が上がらないことが主な原因だと考える
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に重度障害者の方を受け入れる体制が少ないように思う。重度の方を受け止めるためにも、医療機関などと連携体制がとれるよう、コーディネートする相談支援事業所も必要
自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○支援内容や計画がむずかしい
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○連携するためのノウハウ、財源、人員が不足している
就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金の上昇により、収益が悪化したため ○事業所が少ないため

不足していると感じるサービス・支援	考えられる原因
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ○手続き書類、審査が多い ○運営している事業所が少ない ○報酬単価の低さ ○積極的に重度障害者の方を受け入れる体制が少ない ○連携するためのノウハウ、財源、人員が不足している
重度心身障害者の入所施設	○医療的ケアの部分のハードルが高いため参入の難しさ、人員、知識、資源
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の不足が原因と考えられる ○運営している事業所が少ない ○働き手の確保が困難
日中一時支援	○運営している事業所が少ない
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者に対応できるサービスを提供する事業所、設備を備えた事業所が少ない ○生活介護事業所で、入浴できる事業所が極端に少ない。訪問入浴についても回数制限があり、最低限の清潔保持しかできない
放課後児童健全育成施設	○職員数が少なく、専門職や学校との連携も少ないため、軽度の障害特性を持つお子さんの支援が難しい。放課後等デイサービスは就学以降、診断書等が必要となるため、そこまでではないお子さんの支援が足りていないと感じる
緊急時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の障害児の預け先がない。児童相談所までではないが緊急時や家族が疲れた時に預かってくれるような支援がない。障害児対応のショートステイもない ○ストレスで親が子どもを激しく叱る、暴力化する前に、親が一時的にクールダウンできる場所や子どもが一時避難できる所が身近にあればと感じる。児童相談所を利用することは親としてハードルが高く、近隣の目や自責の念もある ○行政側に子どもの緊急時には「児童相談所がある」という思い込みにより居場所づくりがされていない。地域の保護者にとって「児童相談所」はハードルが高く、預け先として選択しづらい。結果、我慢をして児童虐待につながりやすい。身近な場所で一時預かりができる支援が欲しい
障がい児支援における地域社会への参加、包容。保育所等訪問支援を利用できる制度	○相談対応、体制の充実、職場の理解、地域資源の活用
障害者の自立支援に向けた関係機関との連携	○障害者が望む生活を実現するためには、関係機関と普段から情報交換を行い、連携しておくことが大切。普段から情報を共有しておけば、問題解決につながる可能性も高くなる。報告を入れても、返事のない事業者もあるが、連携は必要と思う
利用者が就労に通う際の交通費の助成	○交通費の助成があれば、送迎ではなく自力で事業所に通おうと考える方もいると思われる。また、公共交通機関を利用できれば社会参加にもつながる。市町村によっては、障害者の交通費が無料であったり、通勤の際の交通費の助成があったりする。交通費が高い

不足していると感じるサービス・支援	考えられる原因
事故等、突発的事案発生時の支援	○事故等が発生した場合、利用者に家族や後見人がいないと施設に連絡が入る。施設の休日に連絡が入れば、職員が事故処理・病院対応・警察処理等対応することになる。その場合でも、職員の賃金は保険の補償対象外で請求できず、障害支援報酬もない
障害者の進路先、就労先	○資金的な問題 ○専門性のある人材の確保
障害者の住まいの確保	○資金的な問題 ○専門性のある人材の確保
優先調達推進法の活用	○周知不足。他市はもっと盛んに周知して公的なところの購入に結びつけている
障害者の余暇サービス	○支援学校等の在籍時には、放課後等デイサービスを利用している。市内に放課後等デイサービス（児童発達支援含む）の事業所が増え、選択肢が広がったことは、障害児にとっては良い環境かと思われる。卒業後に福祉就労へ進む場合には、夕方の支援がなくなることで余暇の使い方や家族の就労時間への影響等が生じている
利用者の適切な情報	○利用されるご本人以外の情報提供（家族の職業、家庭環境等）があるとよい
情報提供	○どのような流れでこのような事業所の利用ができるかわからないと保護者から聞く。また、手続き、市役所での面談までが長いとのこと

第3章

基本方針

1 計画の基本方針

本計画は第3次江南市障害者計画の理念である「すべての人の「社会参加と自立」の実現」に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、次の基本方針に沿って計画を進めます。

方針1 相談支援体制の強化

障害者の多様化するニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

方針2 地域生活の支援

障害者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備など、地域生活の支援を進めます。

方針3 地域活動の支援

障害者が、自分の能力を生かし、積極的な社会参加を行うために、意思疎通支援（手話通訳など）や、外出支援などのサービスの充実を図ります。

方針4 雇用・就労の促進

障害者が、職業生活を継続できるよう、一般企業、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

方針5 自立生活の支援

障害者が、自宅で自立した生活を送れるよう、相談支援、生活を支えるホームヘルプなどの訪問系サービス、デイサービスなどの日中活動系サービスの充実を図ります。

方針6 障害児の支援

関係機関と連携を図りながら、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児の支援の充実を図ります。

方針7 サービス提供体制の強化・充実

市内のサービス提供事業者等との連携を強化し、サービスの質の向上や人材の確保に向けた取組を推進します。

2 サービスの体系

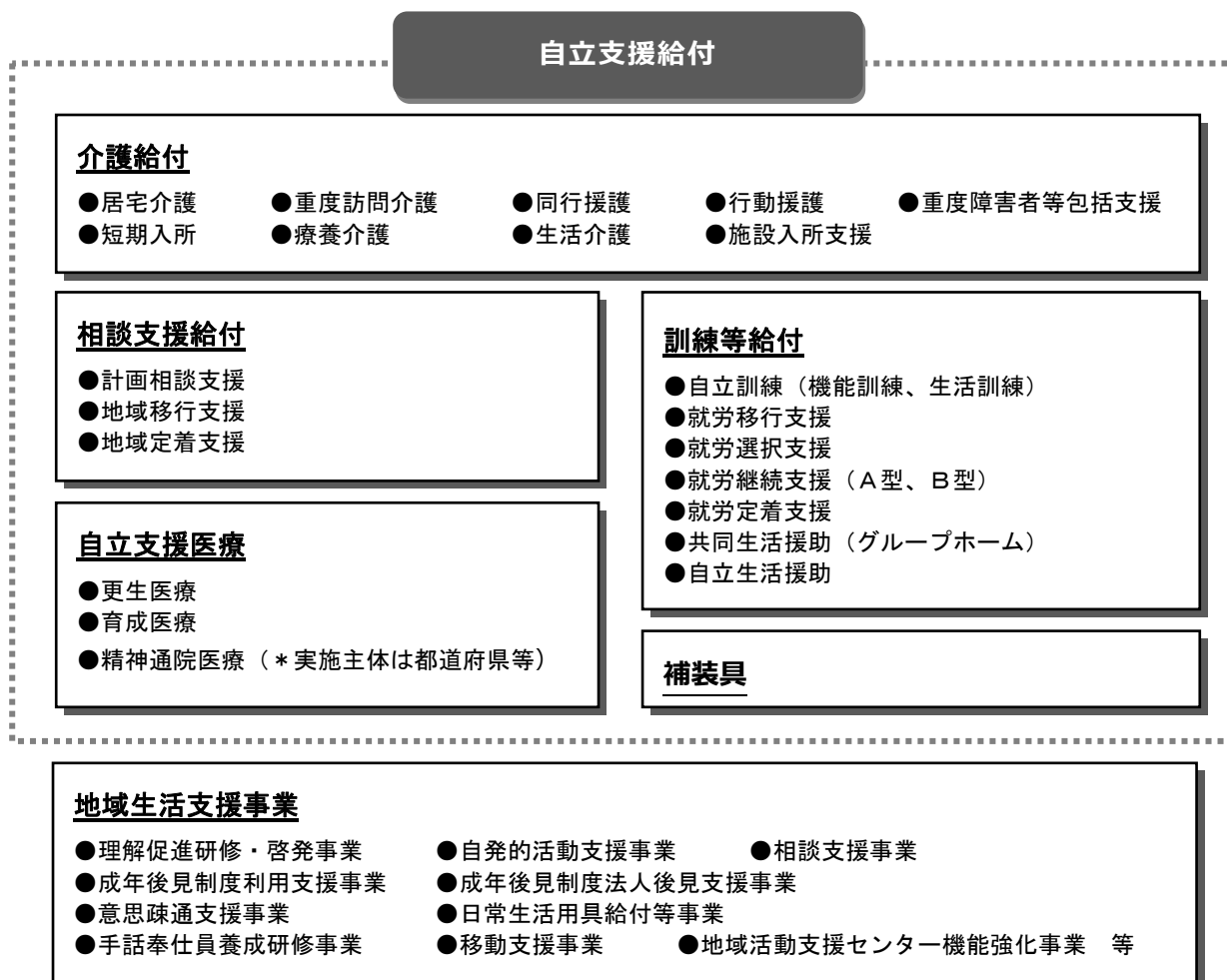
「障害者総合支援法」には、全国一律で共通に介護などのサービスを提供する「自立支援給付」と、市町村が地域の状況に応じて必要な事業を行う「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」には、介護、訓練等、相談支援、補装具、自立支援医療などの給付が定められています。介護給付は、障害により必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」によって、受けられる給付が決定されます。

訓練等給付は、就労支援や共同生活援助（グループホーム）などです。相談支援給付は、地域相談支援や障害者のサービス等利用計画作成などの給付です。

「地域生活支援事業」には、必須事業と任意事業があります。市町村の必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣等）、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業を行い、その他任意事業を行います。

▼自立支援給付と地域生活支援事業の体系



▼「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づくサービス等の体系

区分		サービス等
障害福祉サービス等	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 ● 同行援護 ● 重度障害者等包括支援 ● 重度訪問介護 ● 行動援護
	日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護 ● 自立訓練（生活訓練） ● 就労継続支援（A型） ● 就労定着支援 ● 療養介護 ● 自立訓練（機能訓練） ● 就労移行支援 ● 就労継続支援（B型） ● 就労選択支援 ● 短期入所
	居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助（グループホーム） ● 施設入所支援 ● 自立生活援助
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援 ● 地域移行支援 ● 地域定着支援
	障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援 ● 医療型児童発達支援 ● 放課後等デイサービス ● 保育所等訪問支援 ● 居宅訪問型児童発達支援 ● 障害児相談支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 理解促進研修・啓発事業 ● 自発的活動支援事業 ● 相談支援事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 成年後見制度法人後見支援事業 ● 意思疎通支援事業 ● 日常生活用具給付等事業 ● 手話奉仕員養成研修事業 ● 移動支援事業 ● 地域活動支援センター機能強化事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問入浴サービス ● 日中一時支援 ● 自動車運転免許取得・改造費助成 ● 更生訓練費給付 ● 知的障害者職親委託 ● 歩行訓練

第4章

計画の指標

1 第6期計画の数値目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数82人のうち、地域での生活に移行する人が5人(6.0%)となることを目標としていましたが、令和4年度末現在、地域生活に移行したのは0人です。

また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者数82人から2人(2.4%)減少した80人としましたが、令和4年度末現在の実績は9人(11.0%)減少して73人となっています。

図表4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標と実績

令和元年度末の施設入所者数		82人
令和4年度末の施設入所者数		73人
地域生活に移行する人数	実績	0人
	目標	5人
施設入所者数の削減	実績	9人
	目標	2人

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係者による協議の場を「江南市総合支援協議会」に位置づけ、協議を進めており、目標を達成しています。

図表 4-2 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標と実績（年間）

指 標		令和3年度	令和4年度
協議の場の開催回数	実績	2回	1回
	目標	1回	1回
協議の場への関係者の参加者数	実績	18人	18人
	目標	18人	18人
保健	実績	2人	2人
	目標	2人	2人
医療	実績	1人	1人
	目標	1人	1人
福祉	実績	8人	8人
	目標	8人	8人
介護	実績	1人	1人
	目標	1人	1人
当事者等	実績	1人	1人
	目標	1人	1人
その他	実績	5人	5人
	目標	5人	5人
目標設定及び評価の実施回数	実績	2回	1回
	目標	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点の整備については、「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において地域生活支援拠点の運用状況の確認・検証や体制の充実等に向けた協議・検討を重ねており、令和4年度末現在、目標を達成しています。

図表 4-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標と実績

地域生活支援拠点等の確保	実績	1つ
	目標	1つ
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	実績	3回／年度
	目標	1回／年度

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、21人（1.31倍）を目標としていましたが、実績は15人（0.94倍）と目標を下回りました。

図表4-4 福祉施設から一般就労への移行等の目標と実績

令和元年度末の一般就労への移行者数		16人
目標年度末の一般就労への移行者数	実績	15人
	目標	21人

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

② 就労移行支援事業の利用者

令和5年度末の就労移行支援事業利用者を14人（1.27倍）とする目標に対し、実績は13人（1.18倍）と、おおむね目標通りとなっています。

図表4-5 就労移行支援事業の利用者数の目標と実績

令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数		11人
就労移行支援事業	実績	13人
	目標	14人

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

③ 就労継続支援A型事業の利用者

令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者を2人（2.00倍）とする目標に対し、実績は2人（2.00倍）と、目標通りとなっています。

図表4-6 就労継続支援A型事業の目標と実績

令和元年度末の就労継続支援A型事業の利用者数		1人
就労継続支援A型事業	実績	2人
	目標	2人

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

④ 就労継続支援B型事業の利用者

令和5年度末の就労継続支援B型事業利用者を3人（1.50倍）とする目標に対し、実績は0人でした。

図表4-7 就労継続支援B型事業の目標と実績

令和元年度末の就労継続支援B型事業の利用者数		2人
就労継続支援B型事業	実績	0人
	目標	3人

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

⑤ 就労定着支援事業の利用者

令和5年度末の就労定着支援事業利用者（一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合）を70%とする目標に対し、実績は13.3%と目標を下回っています。

図表4-8 就労定着支援事業の目標と実績

令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数		-
就労定着支援事業利用者（一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合）	実績	13.3%
	目標	70.0%

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

⑥ 就労定着支援事業の就労定着率

令和5年度末の就労定着支援事業の就労定着率（就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合）を70.0%とする目標に対し、実績は100.0%と目標を上回っています。

図表4-9 就労定着支援事業の目標と実績

令和元年度末の就労定着支援事業の就労定着率		100.0%
就労定着支援事業の就労定着率（就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合）	実績	100.0%
	目標	70.0%

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、本市では既に地域の中核的な療育機関として市内法人に事業の一部を委託しています。また、保育所等訪問支援についても、1か所のサービス提供事業所があり、計画通りサービスを利用できる環境が整っています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、第6期計画期間中には整いませんでした。

医療的ケア児支援については、「江南市総合支援協議会」にて関係機関での協議を進めるとともに、コーディネーターの配置については、愛知県が実施する研修を通じて人材育成を確保し、配置しました。

図表4-10 障害児支援の提供体制の整備等の目標と実績

児童発達支援センターの設置	実績	1か所
	目標	1か所
保育所等訪問支援の利用体制の整備	実績	整備
	目標	整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	実績	0か所
	目標	各1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	実績	設置/配置
	目標	設置/配置

(注) 実績は令和4年度末時点、目標は令和5年度末時点。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、基幹相談支援センターにて、総合的・専門的な相談支援を目標通り実施しました。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言及び地域の相談支援事業者の人材育成の支援については目標を上回って実施しています。

地域の相談機関との連携強化の取組については、基幹相談支援センターや「江南市総合支援協議会」の「相談支援部会」を通じて目標通り実施しました。

図表 4-11 相談支援体制の充実・強化等の目標と実績

総合的・専門的な相談支援の実施	実績	実施
	目標	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実績	24 回／年度
	目標	6 回／年度
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実績	2 回／年度
	目標	1 回／年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	実績	6 回／年度
	目標	6 回／年度

(注) 実績は令和 4 年度末時点、目標は令和 5 年度末時点。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有を目標通り実施しました。

図表 4-12 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標と実績

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実績	1 人／年度
	目標	1 人／年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	実績	12 回／年度
	目標	12 回／年度

(注) 実績は令和 4 年度末時点、目標は令和 5 年度末時点。

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、適切に意思決定支援を行いつつ施設入所者の地域移行を進めます。本市においては、令和4年に新たに日中サービス支援型指定共同生活援助が整備され、支援体制の確保による地域移行の推進を図っています。引き続き、地域移行を希望する人の選択肢を増やすため、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの充実に向けた検討を行います。

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は73人となっています。国の指針と本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和8年度末までに地域生活に移行する人数を5人とすることを目標とします。

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保を進めるとともに、「江南市総合支援協議会」等において検討するなど、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
-----	--

図表4-13 福祉施設入所者の地域生活への移行

基準値		成果指標	目標
全施設入所者数	73人	全施設入所者数	69人
		施設入所から地域へ移行者数	5人(6.8%)
		施設入所者数の削減者数	4人(5.5%)

(注) 基準値は令和4年度末時点、目標は令和8年度末時点。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針の成果目標は、愛知県が定めることとなっています。

本市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、「江南市総合支援協議会」にて保健、医療、福祉関係者等の関係者で協議を行います。

さらに、精神障害者に関する相談支援について、精神保健に課題を抱える人やその家族に対しても、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談支援を充実し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
-----	---

図表4-14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回
協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
保健	2人	2人	2人
医療	1人	1人	1人
福祉	8人	8人	8人
介護	1人	1人	1人
当事者等	1人	1人	1人
その他	5人	5人	5人
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点の整備について、本市においては「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において協議・検討を重ねてきました。これらの検討結果を受け、本市においては令和2年度末に、市と各種サービス事業所との連携強化を図り、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備として位置づけています。引き続き、定期的に「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において、地域生活支援拠点の運用状況の確認・検証や体制の充実等に向けた検討を行い、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりのさらなる機能強化を図ります。

また、特別支援学校や障害福祉サービス事業者等と連携して支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の充実を推進します。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
-----	--

図表4-15 地域生活支援拠点等有する機能の充実

成果指標	目 標
地域生活支援拠点等の確保	1つ
機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	1回/年
強度行動障害者を有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数等について、国の指針を踏まえた目標値とし、障害者就業・生活支援センター、市内や近隣市町の就労定着支援事業所等との連携を図り、一般就労への移行を進めます。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
-----	--

図表4-16 福祉施設から一般就労への移行等

基準値		成果指標	目 標
一般就労への移行者数	19人 ^(注2)	福祉施設の利用者のうち一般就労する人数	25人(1.32倍)
就労移行支援事業	13人	就労移行支援事業から一般就労する人数	17人(1.31倍)
就労継続支援A型事業	2人	就労継続支援A型事業から一般就労する人数	3人(1.50倍)
就労継続支援B型事業	2人	就労継続支援B型事業から一般就労する人数	3人(1.50倍)
就労定着支援事業	4人	就労定着支援事業の利用者数	9人(2.25倍)

(注1) 基準値は令和3年度末時点、目標は令和8年度末時点。

(注2) 令和3年度末時点の一般就労への移行者数の内訳のうち、2人は自立訓練の利用者。

図表4-17 就労移行支援事業所、就労定着支援事業所

成果指標	目 標
一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所	50%以上
職場定着率が7割以上の就労定着支援事業所	25%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置については、令和2年4月より、市内法人に事業の一部を委託しており、サービスを利用できる環境が整っているため、今後もサービスの周知・情報提供やサービスの質・量の充実に取り組みます。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域における課題の整理や地域資源の発掘等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

さらに、地域共生社会の実現・推進の観点から、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。

医療的ケア児支援のための協議については、保健、医療、障害福祉、保育、教育に配置されたコーディネーターによる伴走型の支援により、当事者を取り残さない体制の構築を進め、関係機関等が連携を図りながら個々のケースに合わせ協議を進めていきます。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
-----	--

図表4-18 障害児支援の提供体制の整備等

成果指標	目 標
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援事業所の設置数	2か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	各1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	5人

(6) 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施については、基幹相談支援センターや「江南市総合支援協議会」の「相談支援部会」を通じて実施し、相談体制の強化を図ります。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、「江南市総合支援協議会」において相談支援事業所の参画による事例検討を実施し、相談体制の充実・強化に向けた体制づくりに努めるとともに、必要に応じて協議会を開催し、個別事例の支援内容の検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
-----	--

図表 4-19 相談支援体制の充実・強化

成果指標	目 標
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

図表 4-20 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	24	28	32
人材育成の支援件数	件	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1

図表 4-21 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施		実施	実施	実施
協議会における相談支援事業所の協議会への参加事業者・機関数	者・機関	8	8	8
専門部会の設置数	部会	4	4	4
専門部会の実施回数	回	16	16	16

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、市職員が参加することで専門知識の向上を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有については、障害福祉サービス等給付費の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うことなどにより実施します。

国指針	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
-----	------------------------------------

図表 4-22 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果指標	目 標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1 人／年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	12 回／年度

第5章

障害福祉サービス等の見込み量

1 障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策

各障害福祉サービスの見込み量について、以下のように設定します。なお、愛知県における地域移行に伴う基盤整備量を踏まえ、令和8年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を2人と設定しました。また、この基盤整備量を勘案しながら、令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みを定めることとされています。

サービスの確保に向けては、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化における支援を進め、障害福祉サービスの質と量の確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスについては、利用者数・利用時間ともに増加を続け、計画値を上回って推移しています。サービス別にみると、居宅介護で利用人数・時間とともに増加しており、令和5年度までの利用時間の実績をもとに、増加を見込みます。

また、重度訪問介護については、実績はないものの、アンケート調査結果より利用ニーズがあったため、1人の利用を見込みます。

サービスの確保に向けて、サービス提供事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保やヘルパー等の人材育成等について検討を進めます。

図表5-1 訪問系サービスの計画と実績（1か月あたり）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比
訪問系サービス合計	人	69	81	117.4%	71	89	126.8%	73	112	153.4%
	時間	897	1,086	121.1%	923	1,249	136.3%	949	1,607	169.3%

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-2 訪問系サービス別の実績（1か月あたり）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	76	83	101
	時間	1,060	1,198	1,507
重度訪問介護	人	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	人	5	5	6
	時間	26	41	51
行動援護	人	0	1	5
	時間	0	10	49
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

図表 5-3 訪問系サービスの見込み量（1か月あたり）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス合計	人	116	120	126
	時間	1,882	1,952	2,022

図表 5-4 訪問系サービス別の見込み量（1か月あたり）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	104	108	112
	時間	1,545	1,610	1,676
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	235	235	235
同行援護	人	6	6	7
	時間	52	55	57
行動援護	人	5	5	6
	時間	50	52	54
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、療養介護については、近年おおむね横ばいで推移しています。

その一方で就労移行支援及び短期入所については、利用が増加傾向にあります。

非雇用型の就労系サービスである就労継続支援 B 型については、大きく利用が伸び、計画を上回って推移しています。

就労継続支援 A 型の利用量はおおむね横這いとなっているものの、本市においての利用ニーズは高いため、今後、近隣市町と連携し、サービスの確保に努めます。

短期入所については、福祉型は計画を下回っている一方で、医療型は計画を上回って推移しています。

日中活動系サービスの量の見込みは、令和 5 年度までの利用実績を参考に図表 5 - 6 のとおりとしました。

就労継続支援 B 型及び短期入所（ショートステイ）は、アンケート調査結果からも、「利用を増やす（開始）希望」が高くなっていることから、さらなる利用の増加を見込みます。

また、新たに創設される就労選択支援の見込み量については、就労移行支援、就労継続支援 A 型または就労継続支援 B 型の見込み数を勘案しました。

一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有したうえで、連携した取組を推進します。

サービス量の確保に向けて、それぞれのサービス内容や目的についてわかりやすい情報提供に努めます。また、サービス提供事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保や個々の状況に合ったサービスの提供促進を図ります。

図表 5-5 日中活動系サービスの計画と実績（1か月あたり）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比
生活介護	人	202	205	101.5%	204	209	102.5%	206	215	104.4%
	日	4,040	3,956	97.9%	4,080	4,070	99.8%	4,120	4,177	101.4%
自立訓練 （機能訓練）	人	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	日	36	4	11.1%	36	16	44.4%	36	14	38.9%
自立訓練 （生活訓練）	人	14	14	100.0%	18	20	111.1%	23	17	73.9%
	日	154	168	109.1%	198	272	137.4%	253	240	94.9%
うち精神障害者	人	-	12	-	-	17	-	-	14	-
就労移行支援	人	27	24	88.9%	29	30	103.4%	31	36	116.1%
	日	459	354	77.1%	493	420	85.2%	527	506	96.0%
就労継続支援 （A型）	人	74	72	97.3%	75	70	93.3%	76	79	103.9%
	日	1,480	1,446	97.7%	1,500	1,394	92.9%	1,520	1,580	103.9%
就労継続支援 （B型）	人	145	170	117.2%	154	191	124.0%	163	216	132.5%
	日	2,320	2,764	119.1%	2,464	3,172	128.7%	2,608	3,595	137.8%
就労定着支援	人	4	4	100.0%	4	9	225.0%	4	9	225.0%
療養介護	人	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9	9	100.0%
短期入所 （福祉型）	人	30	21	70.0%	35	23	65.7%	40	23	57.5%
	日	150	95	63.3%	175	105	60.0%	200	112	56.0%
短期入所 （医療型）	人	1	2	200.0%	1	3	300.0%	1	3	300.0%
	日	2	7	350.0%	2	9	450.0%	2	10	500.0%

（注）令和5年度は見込み

図表 5-6 日中活動系サービスの見込み量（1か月あたり）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	220	230	239
	日	4,282	4,464	4,646
自立訓練 （機能訓練）	人	2	2	2
	日	14	15	16
就労選択支援	人		19	20
自立訓練 （生活訓練）	人	17	18	19
	日	246	256	267
うち精神障害者	人	15	16	17
就労移行支援	人	37	39	41
	日	517	545	574
就労継続支援（A型）	人	81	85	90
	日	1,614	1,702	1,791
就労継続支援（B型）	人	221	233	245
	日	3,672	3,874	4,075
就労定着支援	人	9	10	10
療養介護	人	9	10	10
短期入所 （福祉型）	人	24	25	26
	日	115	120	125
短期入所 （医療型）	人	3	3	3
	日	10	11	11

(3) 居住系サービス

病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場である共同生活援助（グループホーム）の利用は増加しており、そのうち精神障害者の利用は計画を大きく上回って推移しています。施設入所支援については、利用が減少しています。

アンケート調査の結果から、特に療育手帳所持者において、生活の場として共同生活援助（グループホーム）や施設入所が将来的に望まれています。

居住系サービスの量の見込みは、令和5年度までの利用実績を参考に図表5-8のとおりとしました。また、成果目標として、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することから、見込み量を設定します。

自立生活援助については、これまで利用者はいませんが、引き続き利用を希望する障害者への必要な情報の提供に努めます。

図表5-7 居住系サービスの計画と実績（1か月あたり）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
共同生活援助 （グループホーム）	人	83	84	101.2%	83	89	107.2%	87	105	120.7%
うち精神障害者	人	12	30	250.0%	12	32	266.7%	12	38	316.7%
施設入所支援	人	80	76	95.0%	80	73	91.3%	80	72	90.0%
自立生活援助	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

（注）令和5年度は見込み

図表5-8 居住系サービスの見込み量（1か月あたり）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	114	122	131
うち精神障害者	人	41	43	46
施設入所支援	人	71	70	69
自立生活援助	人	1	1	1
うち精神障害者	人	1	1	1

(4) 相談支援

計画相談支援は利用が伸びており、計画を上回って推移しているものの、計画を策定する相談員の不足等が課題となっています。障害福祉サービスの利用増加に伴い、計画相談支援も増加することが見込まれます。また、アンケート調査結果からも計画相談支援の利用ニーズは非常に高く、相談員の人材育成を図るとともに、基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう支援を行ってまいります。

地域移行支援・地域定着支援については、令和4年度に地域移行支援の利用実績がありました。本市においては、市内にサービス提供事業所もあり、サービス利用の体制が整っていることから、引き続き利用を希望する障害者への必要な情報の提供に努めます。

図表5-9 相談支援の計画と実績（1か月あたり）

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
計画相談支援	人	185	188	101.6%	192	197	102.6%	200	220	110.0%
地域移行支援	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
うち精神障害者	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

(注) 令和5年度は見込み

図表5-10 相談支援の見込み量（1か月あたり）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	226	235	245
地域移行支援	人	1	1	1
うち精神障害者	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
うち精神障害者	人	1	1	1

2 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

引き続き「広報こうなん」や市ホームページ、行事等を通じた啓発や、障害者等団体への支援を行います。

図表 5-11 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の計画と実績（年間）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-12 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込み（年間）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

(2) 相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業では、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを、江南市社会福祉協議会と連携して設置をしています。障害者相談支援事業では、江南市社会福祉協議会障害者相談支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」（犬山市）の2か所を設置していましたが、関係8市3町による事業委託の廃止に伴い、1か所となりました。

また、障害者を取り巻く地域課題の解決、地域の関係者によるネットワークの構築に向け、「江南市総合支援協議会」を開催しており、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの強化に努めます。

図表 5-13 相談支援事業の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	1
基幹相談支援センターの設置		設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	か所	1	1	1	1	1	1
総合支援協議会の設置		設置	設置	設置	設置	設置	設置

（注）令和5年度は見込み

図表 5-14 相談支援事業の見込み量（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	か所	1	1	1
総合支援協議会の設置		設置	設置	設置

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

市及び江南市社会福祉協議会が設置する「江南市成年後見センター」において、成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制の整備のあり方を検討することで、障害者の権利擁護の推進を図ります。

図表 5-15 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人	2	1	2	1	2	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

（注）令和5年度は見込み

図表 5-16 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1
	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

(4) 意思疎通支援事業

障害者団体との連携により、必要な人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。平成 28 年に愛知県において「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行されるなど、社会的にも手話への理解が広がりつつあることから、事業の周知を図り、サービスの利用を促進するとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。

図表 5-17 意思疎通支援事業の計画と実績（年間）

区 分		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比
手話通訳者設置事業	人	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
手話通訳者派遣事業	人	9	12	133.3%	9	8	88.9%	9	7	77.8%
	件	99	213	215.2%	99	158	159.6%	99	169	170.7%
要約筆記者派遣事業	人	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	件	5	1	20.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%

(注) 令和 5 年度は見込み

図表 5-18 意思疎通支援事業の見込み（年間）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者設置事業		設置	設置	設置
手話通訳者派遣事業	人	8	8	8
	件	180	180	180
要約筆記者派遣事業	人	1	1	1
	件	1	1	1

(5) 日常生活用具給付等事業

必要な人に対し、日常生活用具の給付を行います。事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

図表5-19 日常生活用具給付等事業の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比
介護・訓練支援用具	件	8	5	62.5%	8	4	50.0%	8	5	62.5%
自立生活支援用具	件	13	8	61.5%	13	23	176.9%	13	16	123.1%
在宅療養等支援用具	件	12	9	75.0%	12	13	108.3%	12	9	75.0%
情報・意思疎通支援用具	件	19	10	52.6%	19	13	68.4%	19	10	52.6%
排泄管理支援用具 ^(注2)	件	3,892	3,908	100.4%	4,016	4,044	100.7%	4,144	3,806	91.8%
居住生活動作補助用具	件	6	4	66.7%	6	2	33.3%	6	1	16.7%

(注1) 令和5年度は見込み

(注2) 令和3年度より、排泄管理支援用具の算定方法が変更（ストマ装具、紙おむつ等の2か月分で1件としていたところ、1か月分を1件と算定）となったため、計画値を2倍の値で表記しています。

図表5-20 日常生活用具給付等事業の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	16	16	16
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	11	11	11
排泄管理支援用具	件	3,910	3,910	3,910
居住生活動作補助用具	件	4	4	4

(6) 手話奉仕員養成研修事業

3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）の共同により、継続して事業を実施します。また、手話奉仕員養成講座修了者へのフォローアップも行います。

図表5-21 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績（年間）

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
手話奉仕員養成 研修事業	人	5	3	60.0%	5	4	80.0%	5	7	140.0%

(注) 令和5年度は見込み

図表5-22 手話奉仕員養成研修事業の見込み（年間）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話奉仕員養成研修事業	人	7	7	8

(7) 移動支援事業

移動支援事業の利用人数は、計画を上回って推移し、減少傾向にある一方で、時間数は増加傾向にあります。アンケート調査結果をみると、療育手帳所持者の利用意向が高くなっており、実績とアンケート調査結果を勘案して、利用者数、利用時間ともに横這いを見込みます。引き続き、障害者の社会参加を促すため、適切なサービスを利用できるよう努めます。

図表5-23 移動支援事業の計画と実績（1か月あたり）

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
移動支援事業	人	19	33	173.7%	18	26	144.4%	17	25	147.1%
	時間	142	127	89.4%	134	126	94.0%	127	134	105.5%

(注) 令和5年度は見込み

図表5-24 移動支援事業の見込み（1か月あたり）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	人	25	25	25
	時間	129	129	129

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の日常活動を支援する場である地域活動支援センターの機能強化のため、引き続き、障害の特性に合わせた活動内容の充実を働きかけていきます。

事業の周知を図るとともに、方向性の検討を進め、地域活動支援センターの利用の促進に努めます。

図表 5-25 地域活動支援センター機能強化事業の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	2
	人	-	36	-	36	-	21

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-26 地域活動支援センター機能強化事業の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	2	2	2
	人	21	21	21

Ⅱ 任意事業

各種福祉制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害者やその家族の支援に努めます。
 日中一時支援事業については、アンケート調査結果から、特に療育手帳所持者において利用
 ニーズが高く、サービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

図表 5-27 市町村任意事業の計画と実績

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比
訪問入浴サービス	人/月	7	8	114.3%	7	8	114.3%	7	9	128.6%
	回/月	30	27	90.0%	30	32	106.7%	30	34	113.3%
日中一時支援	人/月	2	3	150.0%	2	4	200.0%	2	4	200.0%
	回/月	8	6	75.0%	8	9	112.5%	8	10	111.1%
自動車運転免許取得費の助成	人/年	1	2	200.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
身体障害者自動車改造費の助成	人/年	2	3	150.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
更生訓練費給付	人/年	48	39	81.3%	48	41	85.4%	48	51	106.3%
知的障害者職親委託	人/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
歩行訓練	人/年	1	5	500.0%	1	5	500.0%	1	3	200.0%

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-28 市町村任意事業の見込み

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/月	9	10	10
	回/月	35	36	38
日中一時支援	人/月	4	4	4
	回/月	10	11	11
自動車運転免許取得費の助成	人/年	1	1	1
身体障害者自動車改造費の助成	人/年	1	1	1
更生訓練費給付	人/年	52	55	57
知的障害者職親委託	人/年	1	1	1
歩行訓練	人/年	3	3	3

3 障害児に対するサービスの見込み量と確保の方策

(1) 障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は増加を続け、計画を大きく上回って推移しています。また、アンケート調査結果からも、放課後等デイサービスの利用ニーズは非常に高くなっており、実績とアンケート調査結果を勘案して、第3期計画においてもこれらのサービスの利用の増加を見込みます。引き続き、事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。

図表5-29 児童通所支援の計画と実績（1か月あたり）

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
児童発達支援	人	74	114	154.1%	79	139	175.9%	83	166	200.0%
	日	666	1,005	150.9%	711	1,186	166.8%	747	1,429	191.3%
医療型児童発達支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	日	5	3	60.0%	5	3	60.0%	5	0	0.0%
放課後等デイサービス	人	221	270	122.2%	230	303	131.7%	239	344	143.9%
	日	2,652	3,185	120.1%	2,760	3,562	129.1%	2,868	4,053	141.3%
保育所等訪問支援	人	1	3	300.0%	1	8	800.0%	1	10	1000.0%
	日	1	5	500.0%	1	14	1400.0%	1	18	1800.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	日	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

(注) 令和5年度は見込み

図表5-30 児童通所支援の見込み（1か月あたり）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	人	179	197	213
	日	1,544	1,692	1,834
放課後等デイサービス	人	372	407	442
	日	4,379	4,798	5,202
保育所等訪問支援	人	11	12	13
	日	19	21	23
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	日	1	1	1

(注) 国の指針の変更により、「医療型児童発達支援」の見込み量は「児童発達支援」に含むこととなりました。

(2) 障害児相談支援

児童相談支援については、実績が計画を大きく上回っています。アンケート調査結果からも、児童相談支援の利用ニーズは非常に高く、今後も、障害児通所支援の利用増加に伴い、障害児相談支援の利用者数も増加することが見込まれます。関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

図表 5-31 障害児相談支援の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
障害児相談支援	人	87	115	132.2%	91	127	139.6%	95	141	148.4%

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-32 障害児相談支援の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	152	167	181

(3) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。順次、コーディネーターの育成を進め、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、多職種が協働できるよう支援体制の構築に努めます。

図表 5-33 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	5	3	60.0%	6	5	83.3%	6	5	83.3%

(注) 令和5年度は見込み

図表 5-34 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	5	5	5

(4) 子ども・子育て支援事業との連携

国の指針において、「都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成施設等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。」とされています。

本市においては、令和2年3月に策定した「第2期江南市子ども・子育て支援事業計画」の中で保育所、認定こども園、放課後児童健全育成施設における具体的な確保方策を定めています。本計画においても子ども・子育て支援事業計画と連携し、障害児の利用にかかる保育所等の見込み量を以下のように定め、ニーズ把握と提供体制の整備に取り組めます。

図表5-35 障害児の利用にかかる保育所等の計画と実績（年間）

区 分		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
保育所	人	126	123	97.6%	126	124	98.4%	126	123	97.6%
認定こども園	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後児童健全育成施設	人	9	12	133.3%	9	11	122.2%	9	16	177.8%

(注) 令和5年度は見込み

図表5-36 障害児の利用にかかる保育所等の見込み（年間）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	124	124	124
認定こども園	人	0	0	0
放課後児童健全育成施設	人	16	16	16

(5) 発達障害等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制を確保します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等については、「わかくさ園」で実施している「家族教室」での研修機会を継続して提供します。

また、ペアレントメンターについては、「あいち発達障害者支援センター」等が実施する研修への受講を促進することで人材の育成を図ります。ペアレントメンター養成研修は①ベーシック研修と②フォローアップ研修があり、それぞれ2年に1回開催されるため、年間1人を見込みます。

本市におけるピアサポート活動については、関係団体との協働により実施している「ピアカウンセリング」が令和4年12月を以って終了したことに伴い、相談体制のさらなる拡充に努めます。

図表5-37 発達障害等に対する支援の計画と実績（年間）

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	計画	実績	計画 対比	
「家族教室」受講者数	人	20	17	85.0%	20	12	60.0%	20	10	50.0%
ペアレントメンター数	人	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
ピアサポート活動参加者数	人	4	1	25.0%	4		-	4		-

図表5-38 発達障害等に対する支援の見込み（年間）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
「家族教室」受講者数	人	12	12	12
ペアレントメンター数	人	1	1	1

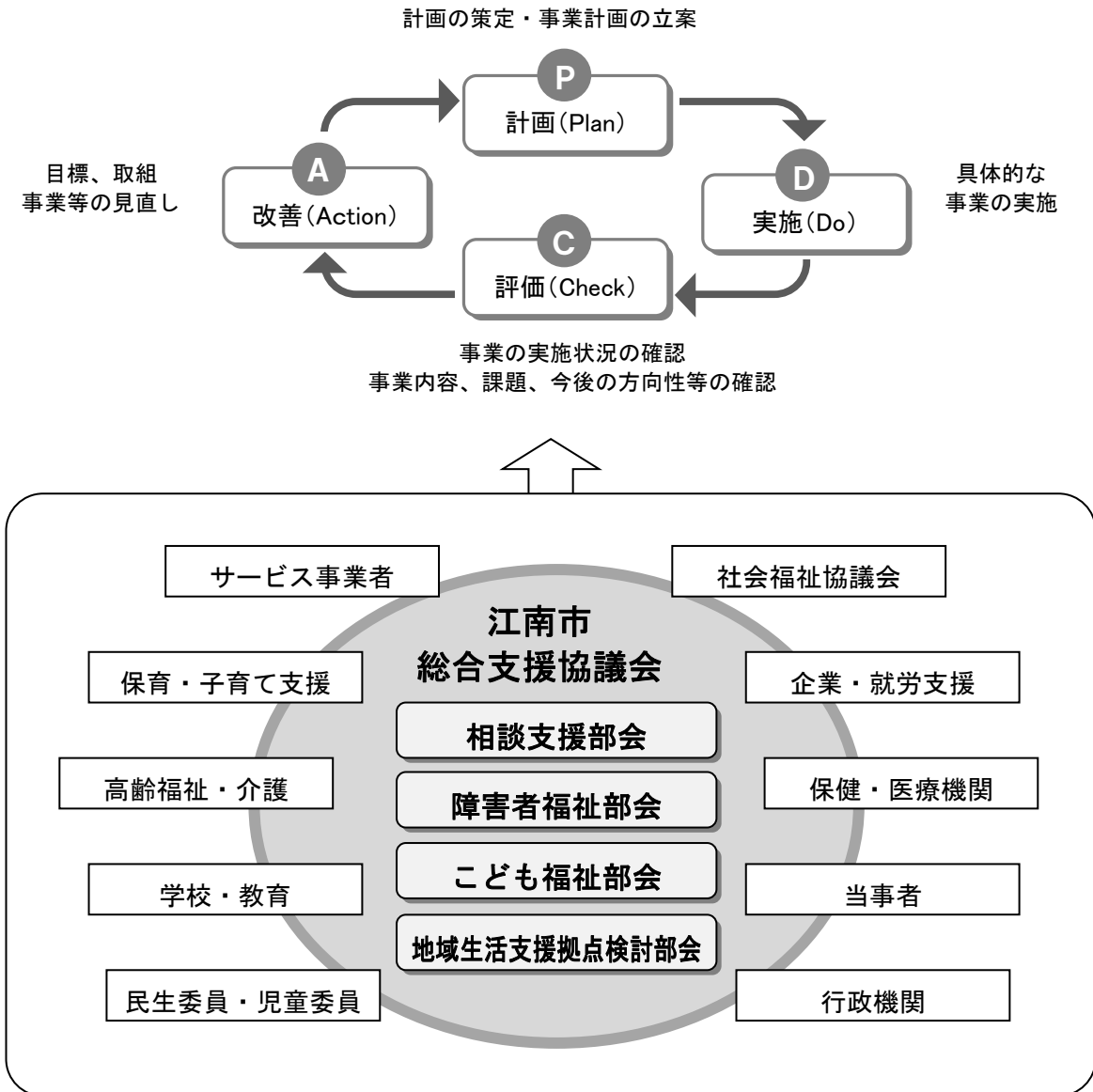
第6章

計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「江南市総合支援協議会」を位置づけます。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和8年度末の目標値の達成状況をP D C Aサイクルによって評価、見直しを実施します。



2 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置が義務化となりました。

本市においては、障害者虐待防止センターを中心として、関連機関の連携体制のより一層の強化を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止に取り組むことで、支援の提供体制の確保及びサービスの円滑な提供を行います。

資料編

1 策定の経過

(1) 策定の経過

年月日	内容
令和5年 8月2日	第1回 江南市総合支援協議会
10月12日～ 10月31日	アンケート調査、事業所調査の実施
11月16日	第2回 江南市総合支援協議会
令和6年 12月22日～ 1月22日	パブリックコメントの実施
2月13日	第3回 江南市総合支援協議会

(2) パブリックコメントの結果

区分	内容
実施期間	令和5年12月22日～令和6年1月22日
意見の件数	●件

2 江南市総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、江南市総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等施策に関する関係機関の連携及び体制に関すること。
- (2) 障害者等福祉サービスの質の向上に関すること。
- (3) 障害福祉計画等に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (5) 地域公益事業に関すること。
- (6) 医療的ケア児の支援に関すること。
- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、別表に定める者とし、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の庶務の一部又は全部を市内の社会福祉法人等に委託することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月25日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
犬山公共職業安定所統括職業指導官
江南保健所健康支援課長
医師
江南市社会福祉協議会事務局長
江南市民生委員児童委員協議会会長
障害等当事者代表
障害者等福祉サービス提供事業者
学識経験者
江南市社会福祉事務所長（健康福祉部長）
高齢者生きがい課長
健康づくり課長
こども政策課長
保育課長
教育課管理指導主事
相談支援部会長
障害者福祉部会長
こども福祉部会長
地域生活支援拠点検討部会長

3 江南市総合支援協議会委員名簿

立 場	役 職	氏 名
企業・就労支援	犬山公共職業安定所統括職業指導官	岩田 美佳子
保健	江南保健所健康支援課長	田代 一夫
医療	医師	西村 直子
障害者相談員 相談支援事業者	江南市社会福祉協議会事務局長	武田 篤司
民生委員	江南市民生委員児童委員協議会会長	野呂 美鈴
当事者	障害等当事者代表	前田 真規
サービス事業者	ときわ会「ときわ作業所」施設長	佐藤 和弥
学識経験者	岐阜協立大学経済学部准教授	後藤 康文
行政機関	社会福祉事務所長	貝瀬 隆志
高齢者介護	高齢者生きがい課長	平野 優子
子育て支援	こども政策課長	間宮 徹
保育	こども未来部長兼保育課長	坪内 俊宣
保健	健康づくり課長	中山 英樹
学校	教育課管理指導主事	石原 香蔵
部会	相談支援部会長	奥田 真理子
	障害者福祉部会長	阿部 栄司
	こども福祉部会長	小林 めぐみ
	地域生活支援拠点検討部会長	本間 浩平

4 用語解説

あ行

医療的ケア児 人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。

か行

基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う窓口。

基盤整備量 市町村は、県の算定を勘案して、計画終了年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めることとされている。愛知県においては、「（令和2年の慢性期入院患者数） - （令和8年の慢性期入院患者数）」を基盤整備量としている。なお、入院患者数については国の試算結果を採用している。

強度行動障害 自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭で努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

高次脳機能障害 高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、高次脳機能に障害が起きた状態。

さ行

指定難病医療給付 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。

児童発達支援センター 発達が気になる子どもやその家族への専門的な相談、保育所や学校などの関係機関への助言を行い、地域支援体制の充実を図る施設。

重症心身障害児 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子ども。

障害支援区分 市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害者基本法 障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立及び社会参加の促進を規定し、障害者の福祉を増進することを目的としている。

障害者虐待防止法	障害者への虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などにより障害者への虐待を防止し、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律。
障害者雇用促進法	事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づける「雇用義務制度」、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る「納付金制度」、障害者自身の職業能力を高める「職業リハビリテーション」の実施を通じ、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害者差別解消法	「障害者基本法」の基本原則である「差別の禁止」を具体化するための差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。
障害者自立支援法	身体障害、知的障害、精神障害という障害の種別に関わらず、障害者が必要とするサービスの一元化を図るとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことを定めた法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。
障害者の権利に関する条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約。
障害福祉 DB（データベース）	匿名化されたサービス受給者（児童を含む。）の障害の状態と障害福祉サービス等の利用状況を紐付けることによりさまざまな分析を可能とし、障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）の作成等に活用できるようにするもの。
小児慢性特定疾病医療給付	小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、指定医療機関において受けた医療について、医療費の自己負担分の一部を助成する制度。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害者に交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害者に交付される手帳。
成年後見制度	知的障害、精神障害などの理由で、自分で物事を判断する能力が十分でない人の権利や財産を守るための制度。
総合支援協議会 （自立支援協議会）	関係機関や団体、障害者などにより構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

た行

地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・生活支援が一体的に提供されるシステム。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

な行

難病	筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病。
----	--

は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害。
ピアカウンセリング	障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などになり、助け合う方法。
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味であり、ペアレントメンターとは、発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。ペアレントメンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができる。

や行

要約筆記	聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝えること。
------	----------------------------

ら行

療育手帳	「療育手帳制度要綱」に基づき、知的障害者に交付される手帳。
------	-------------------------------

5 障害福祉サービス等一覧

【障害福祉サービス】

①訪問系サービス

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

②日中活動系サービス

生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。

④計画相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

地域定着支援

単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【地域生活支援事業】

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

理解促進研修・啓発事業 地域住民に対して障害者等に対する理解を深め、地域において住民・公的機関・福祉関係者が協働し、福祉課題に取り組む体制を構築するための研修・啓発事業です。

自発的活動支援事業 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

②相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 保証人がいないなどの理由により、賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、調整などの支援を行います。

障害者相談支援事業 委託相談支援事業所で福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助などの相談を行います。

総合支援協議会 関係機関や団体、障害者等により構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

成年後見制度法人後見支援事業 成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制をつくり、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業 聴覚障害者など、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業 日常生活上の便宜を図るため、重度の障害者、障害児、難病者等に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付します。

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業 犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町との3市2町の共同で、手話奉仕員養成研修を実施します。

⑦移動支援事業

移動支援事業 社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センターは利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業に加え、専門職員などを配置するなどして機能を強化する事業です。

⑨市町村任意事業

訪問入浴サービス 自宅において入浴が困難な重度の身体障害者・児を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

日中一時支援 家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者・児等の日中における活動の場を提供する事業です。

自動車運転免許取得費の助成 自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進する事業です。

身体障害者自動車改造費の助成 身体障害者が、自らが所有する自動車を運転するために改造する場合に、改造に要する経費を助成する事業です。

更生訓練費給付 就労移行支援などを利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

知的障害者職親委託 知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、事業経営者に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行う事業です。

歩行訓練 視覚障害者に対し、歩行訓練士を派遣し、自宅周辺を主とした生活圏域内において白杖の操作方法の習得等の訓練を実施する事業です。

【障害児通所支援等】

①障害児通所支援

児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

②障害児相談支援

障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
---------	--

第7期江南市障害福祉計画及び第3期江南市障害児福祉計画

◆令和6年3月

◇発行 江南市

◆編集 江南市健康福祉部福祉課

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL 0587-54-1111

FAX 0587-56-5515

MAIL fukushi@city.konan.lg.jp